

令和3年度～令和7年度

第3期 今治市地域福祉計画



令和3年3月
今治市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 国の動向	2
3 圏域の設定	4
4 地域福祉に求められるもの	5
5 計画の位置付け	7
6 計画の期間	8
7 計画策定の体制	9
8 SDGs	10
第2章 地域福祉を取り巻く状況	12
1 今治市の現状	12
2 福祉の現状	15
3 アンケート調査からみる今治市の現状	22
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 計画の基本的な考え方	32
2 基本理念	36
3 基本目標	37
4 計画の体系図	39
第4章 施策の展開	40
1 基本目標1 住民として、みんなで参加しよう	40
2 基本目標2 支え合える地域をつくろう	48
3 基本目標3 地域の環境を整えよう	53
4 基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう	57
第5章 計画の推進	66
1 計画の推進体制	66
2 計画の進捗管理	67
資料編	68
1 計画の策定経過	68
2 今治市地域福祉計画審議会 委員名簿	69

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）では、地域共生社会^{※1}の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様化・複雑化した「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉推進の理念」が明記されました。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるため、地域福祉を推進する主体は、地域住民、社会福祉協議会等社会福祉を目的とする事業を営むもの、NPOや福祉サービス提供事業者等の社会福祉に関する活動を行うものが担うものとされており、それらが協力し、一体となって互いに助け合い、支え合うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現しようというのが地域福祉の考え方です。

この考え方に基づき、福祉サービスが必要となっても、これまで作りあげてきた家族、友人等との関係を保ち、社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できることで、誰もが自分らしく、住み慣れた地域の一員として自立して暮らせるための相互扶助による支え合いの「地域社会」をつくっていくことを目指しています。

※1 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことです。

2 国の動向

第2期計画期間中の、平成30年4月1日に「地域共生社会」の実現に向け、改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画の策定については、任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正前）

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

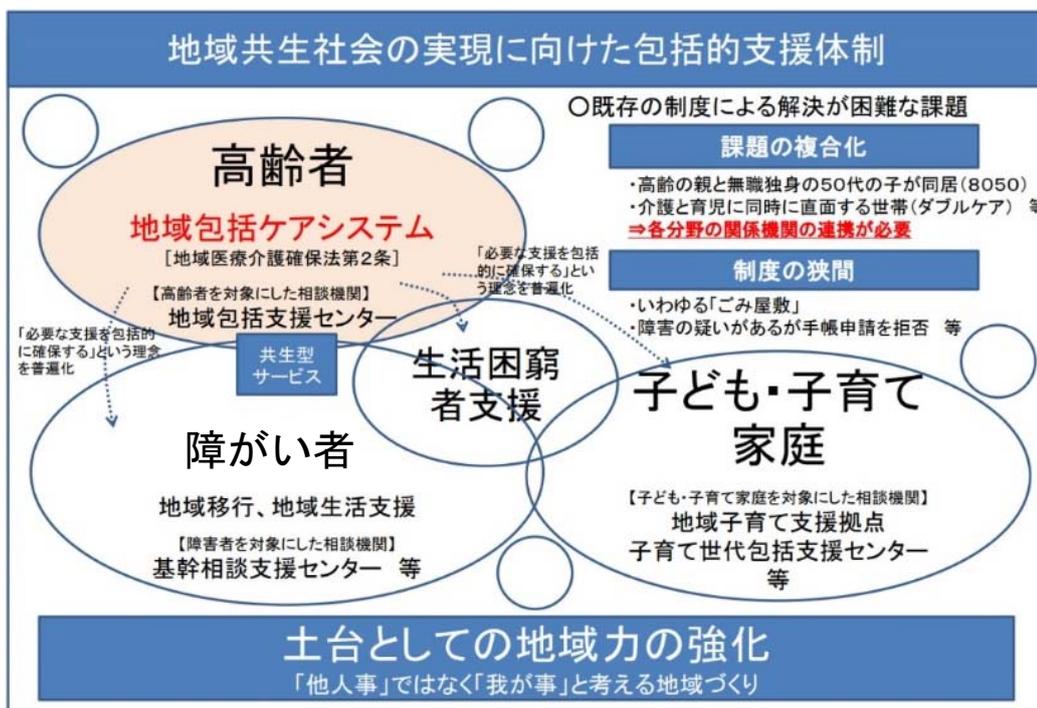


○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正後）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（追加）
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（追加）

<社会福祉法第107条から抜粋>

包括的支援体制のイメージ



資料：厚生労働省

地域福祉に関し共通して取り組むべき事項

- (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- (2) 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- (3) 制度の狭間の問題への対応の在り方
- (4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- (5) 共生型サービス^{※1}などの分野横断的な福祉サービス等の展開
- (6) 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- (7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- (9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- (10) 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- (13) 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) 役所・役場内の全庁的な体制整備

<厚生労働省・地域福祉計画の作成ガイドラインから引用>

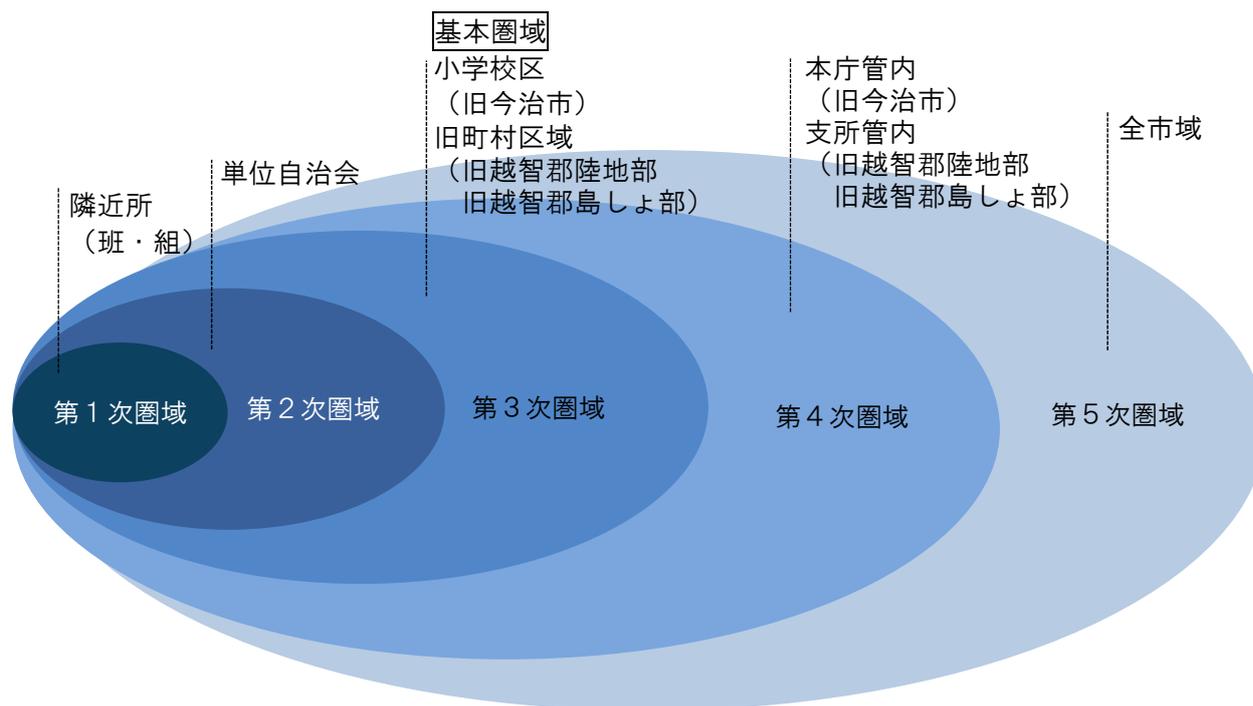
※1 共生型サービス：ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障がい（児）者が共に利用できるサービスのことです。「介護保険」か「障がい福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくなります。「障がい福祉」の指定を受けている事業所『A』のサービスを利用している人が、65歳を境に「介護福祉」の指定事業所へ移行せざるを得なかったのが、事業所『A』が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き、なじみのある事業所『A』でサービスを利用することができます。

※2 市民後見人：社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のことです。

3 圏域の設定

第2期今治市地域福祉計画で、旧今治市内は小学校区、旧越智郡内は合併前の旧町村を基本圏域に設定し、基本圏域を中心とした第1次から第5次までの圏域のもと様々な活動に取り組んできました。第3期計画でも、**第2期計画の圏域を引継ぎ、計画における圏域を設定します。**

■圏域のイメージ



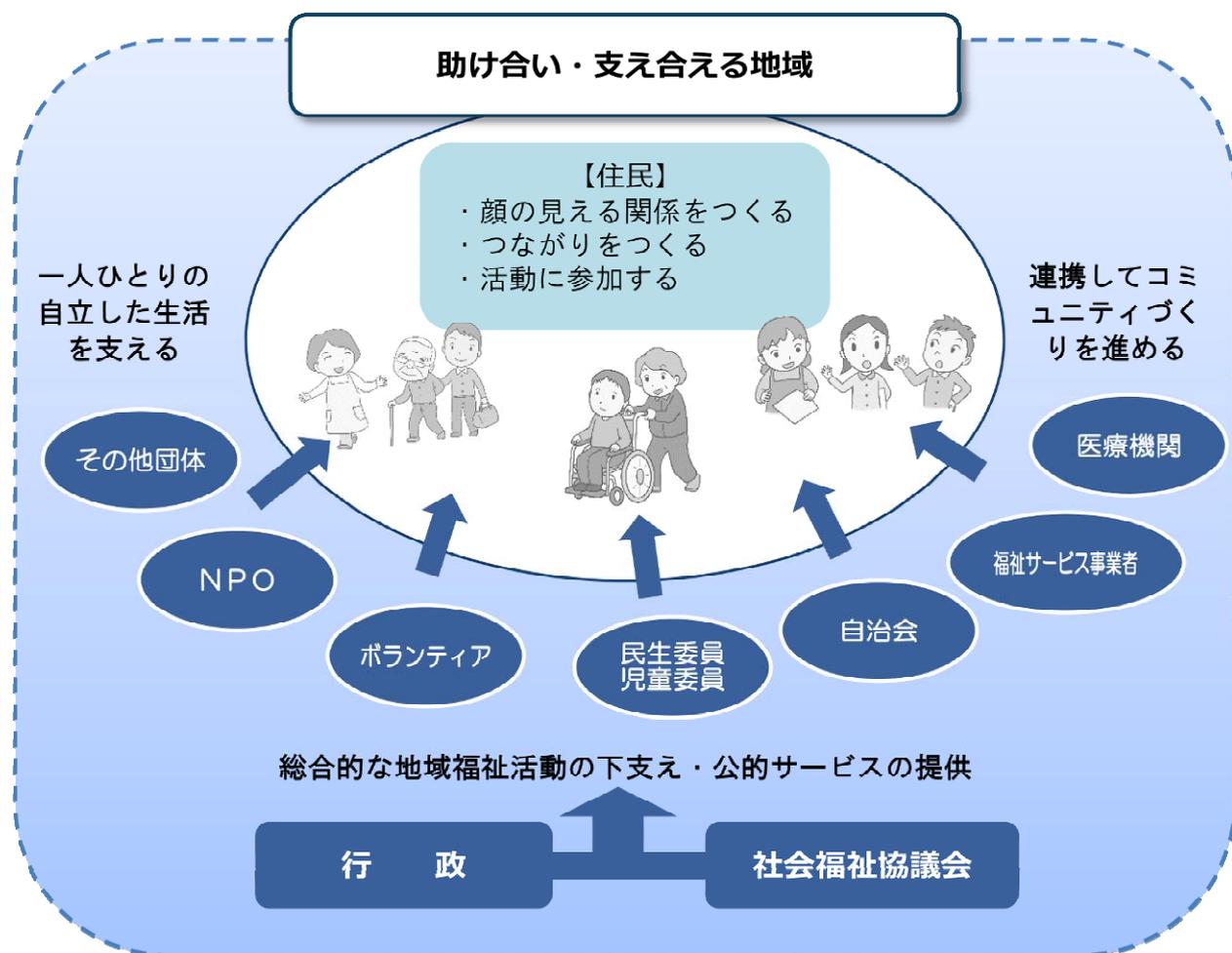
第1次圏域	声かけ、日常的な見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動。(小地域福祉)
第2次圏域	
第3次圏域 (基本圏域)	住民参加で地域の生活課題の把握・共有・解決を行う。
第4次圏域	地域特有の生活課題を共有できる範囲。住民・社会福祉協議会・専門機関・行政での解決。
第5次圏域	行政等による今治市の保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、専門機関や事業者、自治会等各種活動団体の連携や調整が必要になる。

4 地域福祉に求められるもの

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、子どもでも、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、すべての人の願いを実現するために、様々な担い手が、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」に取り組み、「自助・互助・共助・公助」の助け合い・支え合える仕組みを構築することをいいます。

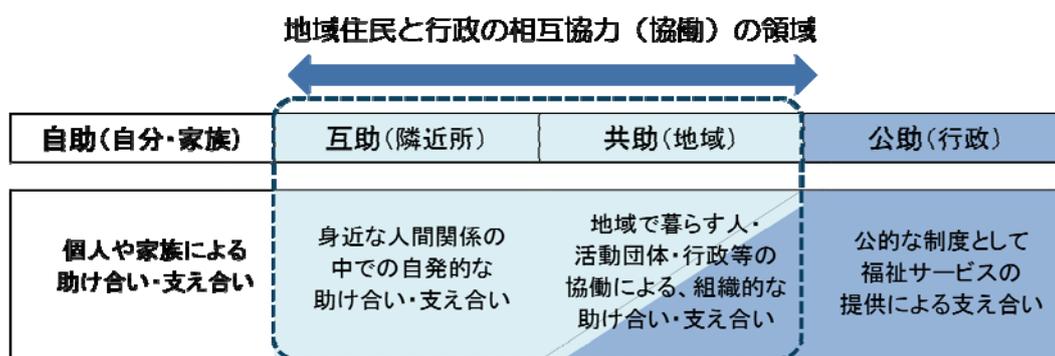
■地域福祉における担い手と役割のイメージ



(2) 「自助・互助・共助・公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がい者、子育てをしている方等様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。しかし、そのすべてを個人や家族、あるいは公的なサービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

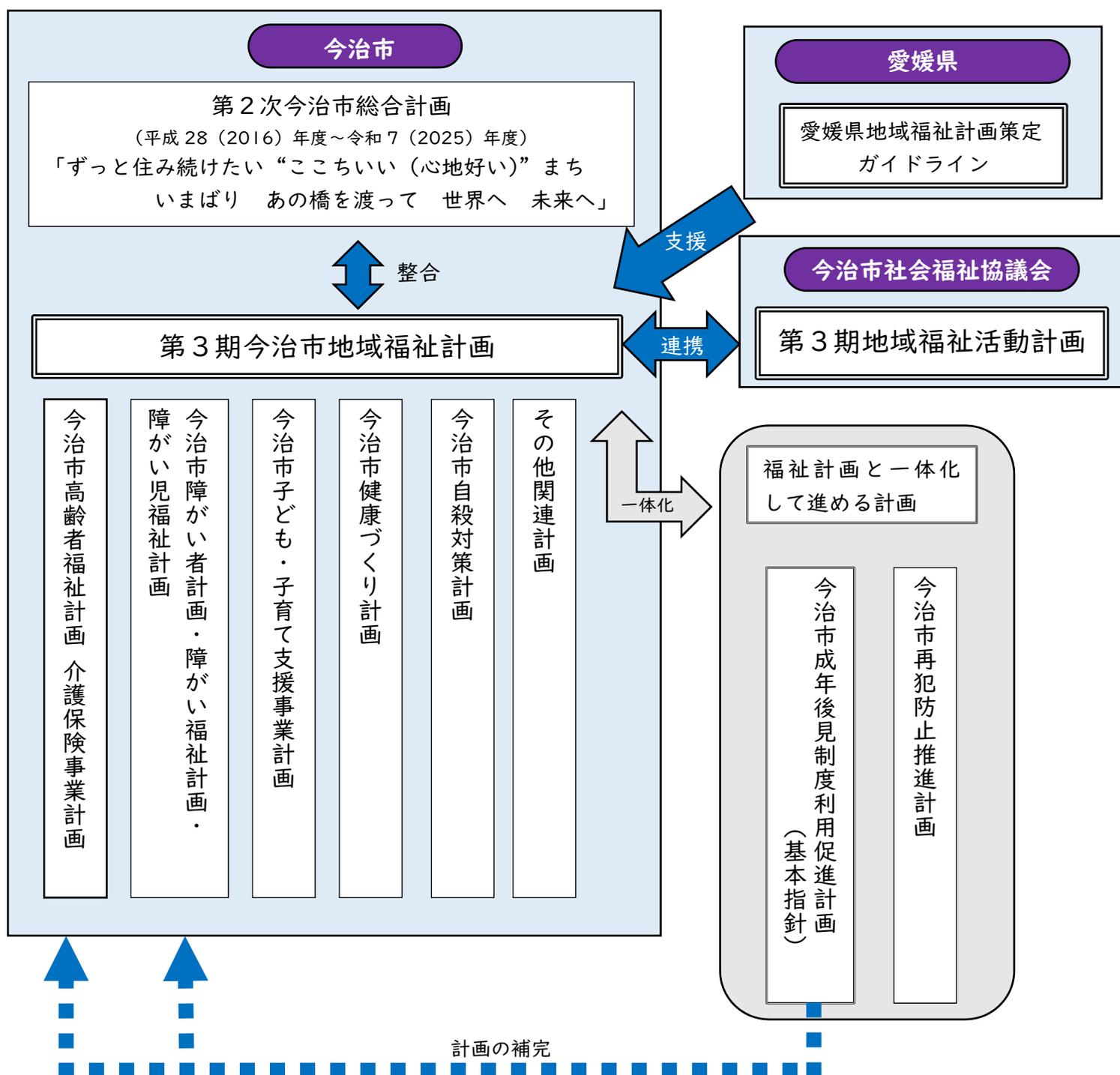
このような多種多様な生活課題を解決するには、個人や家族で解決することを考え対応する「自助」、隣近所等でお互いに助け合う「互助」、地域活動・ボランティア等によって地域で組織的に支え合う「共助」、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合える仕組みを構築することが必要です。



5 計画の位置付け

本計画の策定については、平成30年4月施行の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。

本計画、各個別計画及び既存制度の狭間にある問題や各分野の横断的な課題の解決に向け地域福祉の推進における理念や基本的な方向を示すものです。



6 計画の期間

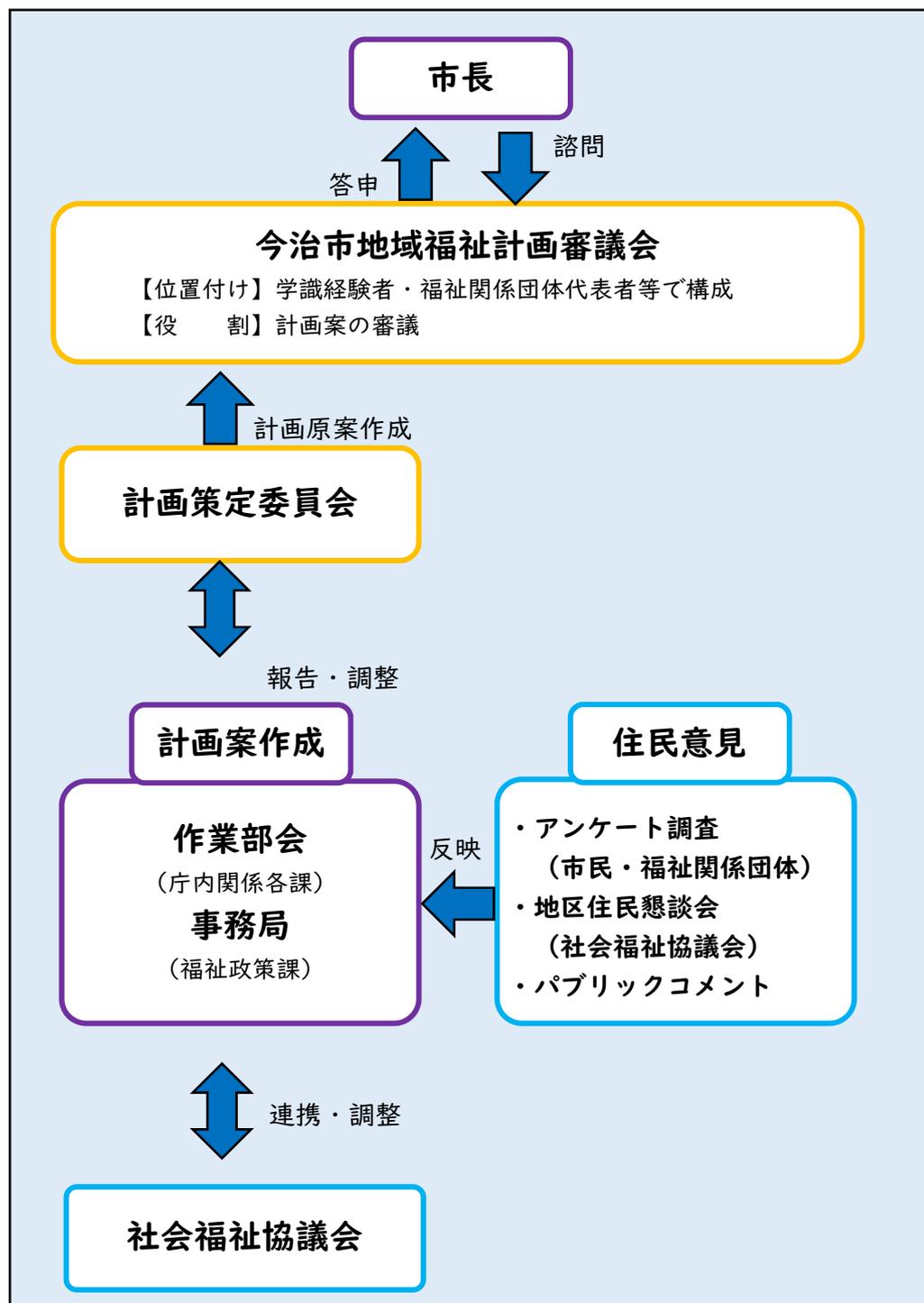
計画期間は、5年間（令和3年度～令和7年度）です。
 計画最終年次の令和7年度に、次期計画を検討する予定です。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
総合計画	第2次総合計画					
地域福祉計画	第2期計画	第3期地域福祉計画				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期計画	第8期計画高齢者福祉計画 介護保険事業計画				
障がい者計画	障がい者計画					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期計画 第1期計画	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画				
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画					
健康づくり計画	第二次健康づくり計画					
自殺対策計画	自殺対策計画					

7 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民や福祉関係団体へのアンケート調査を実施するとともに、社会福祉協議会が実施した住民座談会の意見、パブリックコメントなど、広く地域住民の意見を伺いました。

また、庁内の検討組織として「計画策定委員会」及び「作業部会」を設置し、検討された計画案は、学識経験者、福祉関係団体の代表者等で構成される「今治市地域福祉計画審議会」にて審議を行いました。



8 S D G s

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2（2020）年からの10年をSDGs達成に向けた『行動の10年』とされています。

第2次今治市総合計画後期基本計画では、主要な施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、第2次今治市総合計画後期基本計画に連動し、SDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【持続可能な開発目標（SDGs）の詳細】

	目標 1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標 10（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標 2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標 3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標 12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標 4（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		目標 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標 5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。		目標 14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標 6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標 15（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標 7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標 16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標 8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		目標 17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	目標 9（インフラ、産業化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 今治市の現状

(1) 人口・世帯の推移

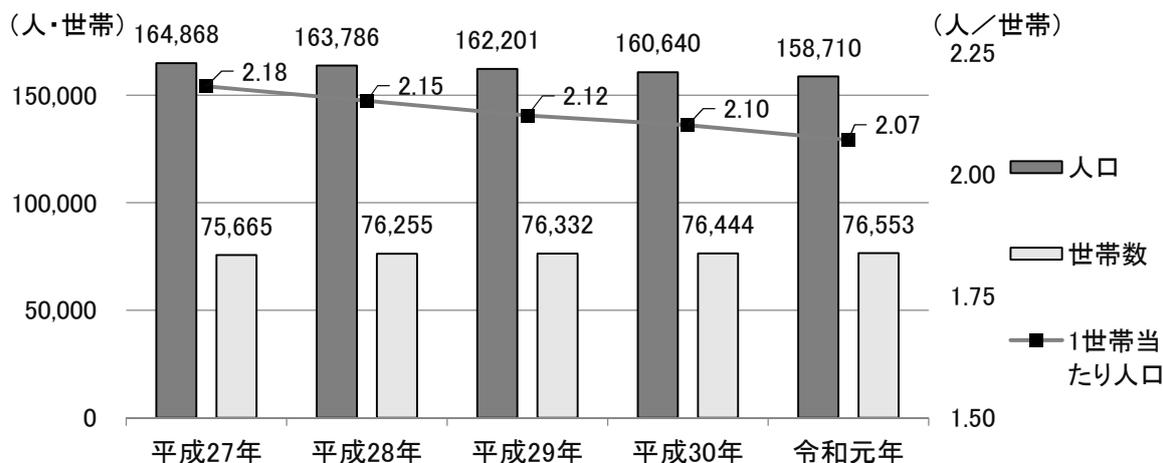
令和元年の人口は 158,710 人であり、平成 27 年から 6,158 人減少し、減少率は 3.7%となっています。

一方、令和元年の世帯数は 76,553 世帯で、平成 27 年から 888 世帯増加し、増加率は 1.2%となっています。

平均世帯人員（1世帯当たり的人员）は減少しており、令和元年は 2.07 人となっています。

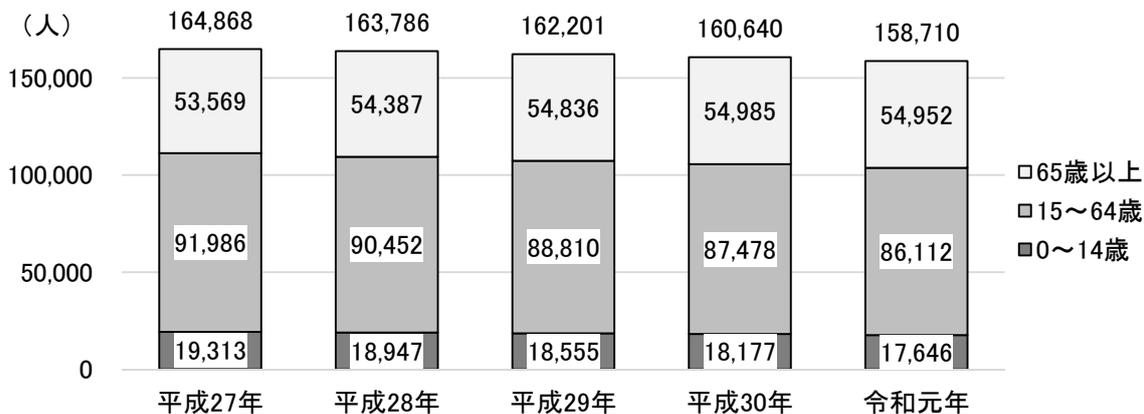
人口は減少し世帯数は増加しているため、1世帯当たりの平均人数が少なくなっています。また、生産年齢（15～64歳）人口と年少（0～14歳）人口は減少していますが、高齢（65歳以上）人口は平成30年まで増加しています。

【人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

【年齢三区分別推移】



出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 地区ごとの人口・世帯の推移

人口・世帯数・平均世帯人員の推移を、旧今治市・旧越智郡陸地部・旧越智郡島しょ部ごとにみると、旧今治市では、令和元年の人口は109,084人であり、平成27年から2,832人減少し、減少率は2.5%となっています。

旧越智郡陸地部では、令和元年の人口は31,648人であり、平成27年から1,302人減少し、減少率は4.0%となっています。

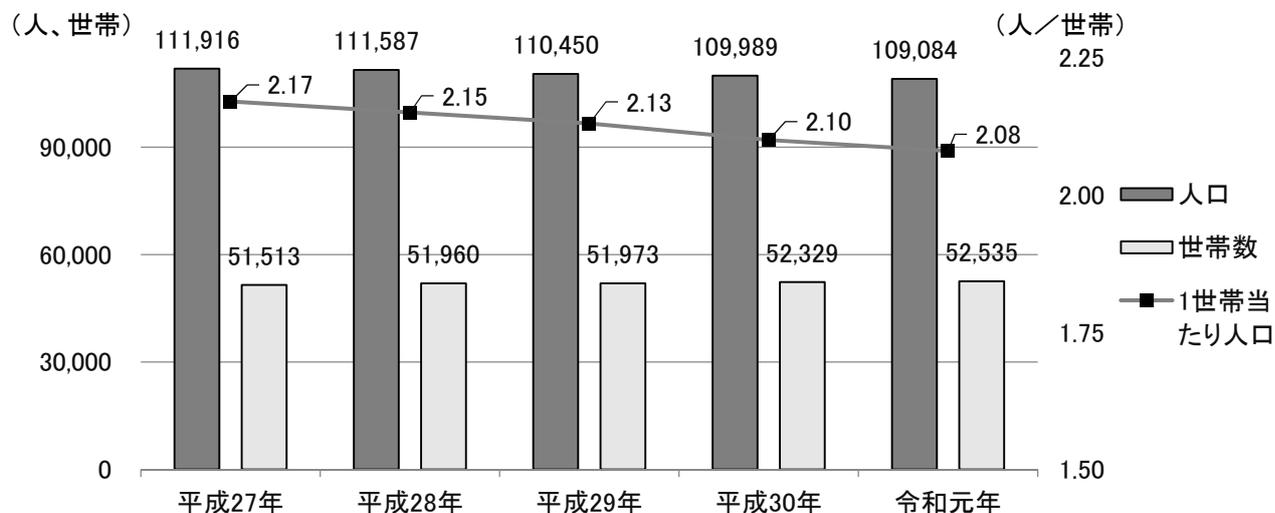
旧越智郡島しょ部では、令和元年の人口は17,978人であり、平成27年から2,024人減少し、減少率は10.1%となっています。

人口減少率は、旧越智郡島しょ部が一番高くなっています。

一方、世帯数の推移は、旧今治市は増加していますが、旧越智郡陸地部では平成29年から、旧越智郡島しょ部では平成27年から減少しています。

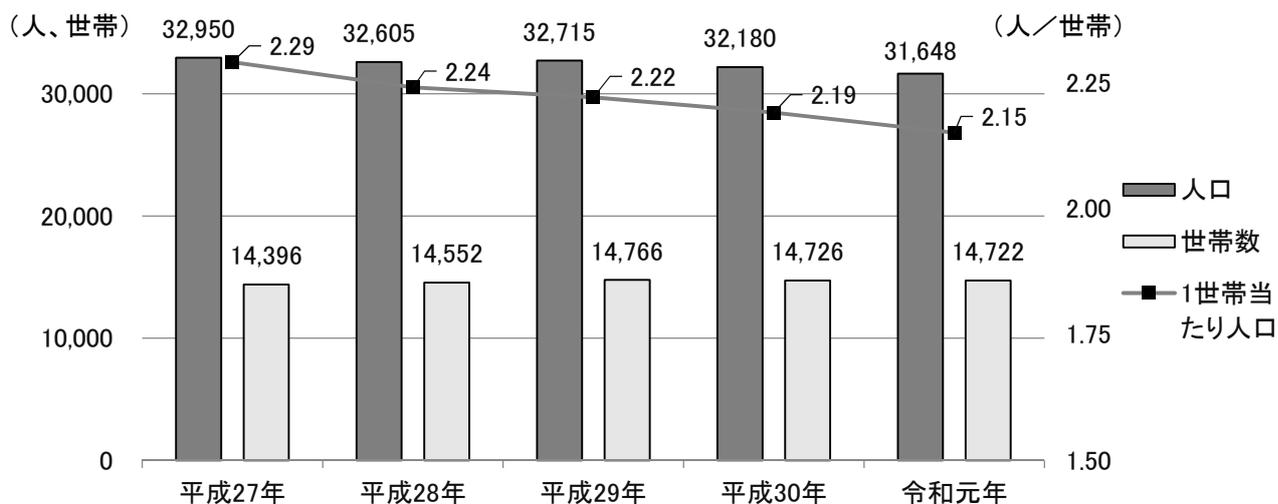
平均世帯人員(1世帯当たり的人员)は減少しており、令和元年では、旧今治市2.08人、旧越智郡陸地部2.15人、旧越智郡島しょ部1.93人であり、旧越智郡島しょ部が、一番世帯人員が少なくなっています。

【(旧今治市) 人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



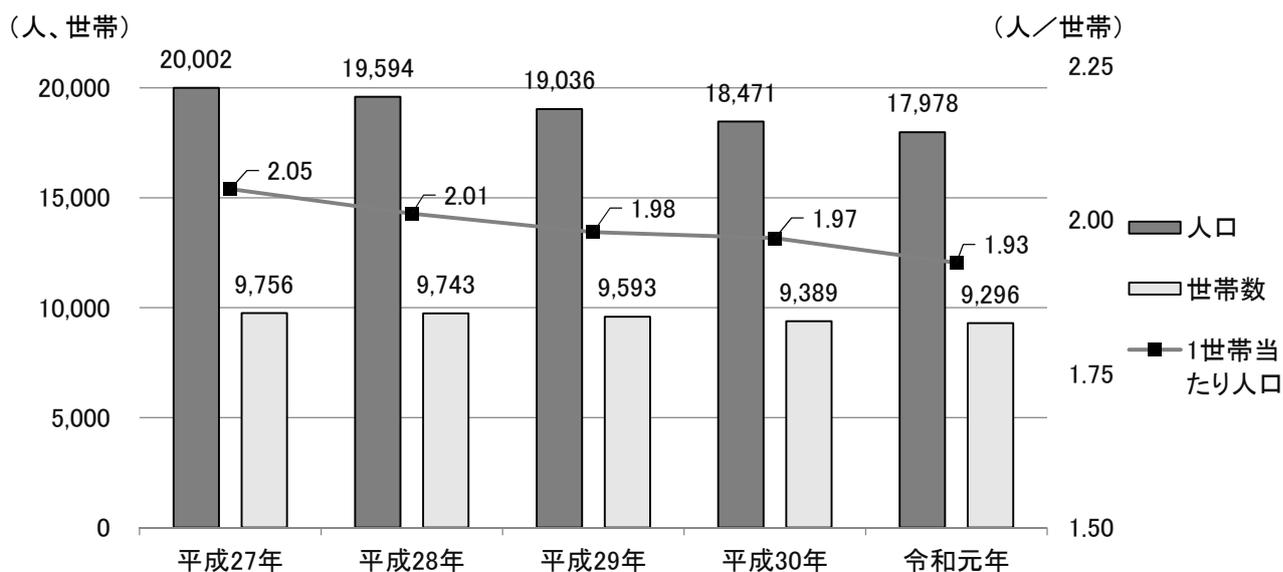
出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

【(旧越智郡陸地部) 人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

【(旧越智郡島しょ部) 人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

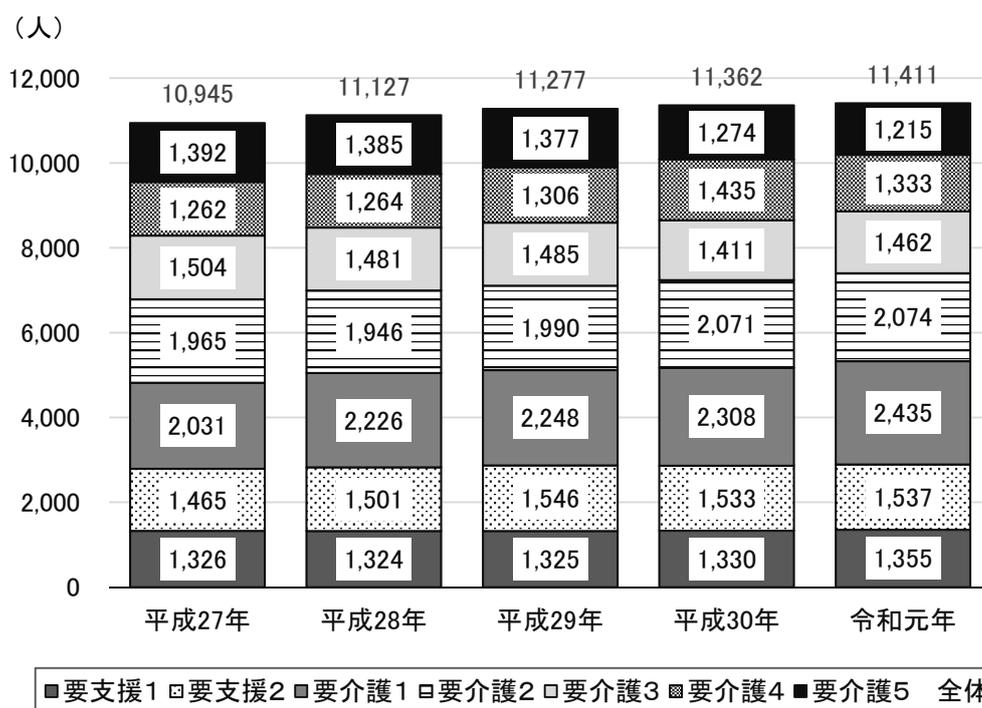
2 福祉の現状

(1) 高齢者

65歳以上の要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年は11,411人となっています。令和元年の高齢者人口は54,952人ですので、高齢者の20.8%が要支援・要介護認定者となっています。

介護度別では、要介護1の増加が大きくなっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】（第1号認定者）



資料：高齢介護課調べ（各年9月末現在）

(2) 障がい者

障害者手帳所持者の手帳種別ごとの推移をみると、平成27年以降、身体障害者手帳所持者は減少している一方で、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～17歳	99	93	85	81	82
18～64歳	1,902	1,793	1,688	1,591	1,558
65歳以上	6,226	6,229	6,135	6,001	5,989
合計	8,227	8,115	7,908	7,673	7,629

資料：障がい福祉課調べ（各年3月末現在）

【療育手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～17歳	329	336	352	369	377
18～64歳	894	884	893	903	920
65歳以上	116	114	125	129	130
合計	1,339	1,334	1,370	1,401	1,427

資料：障がい福祉課調べ（各年3月末現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位：人

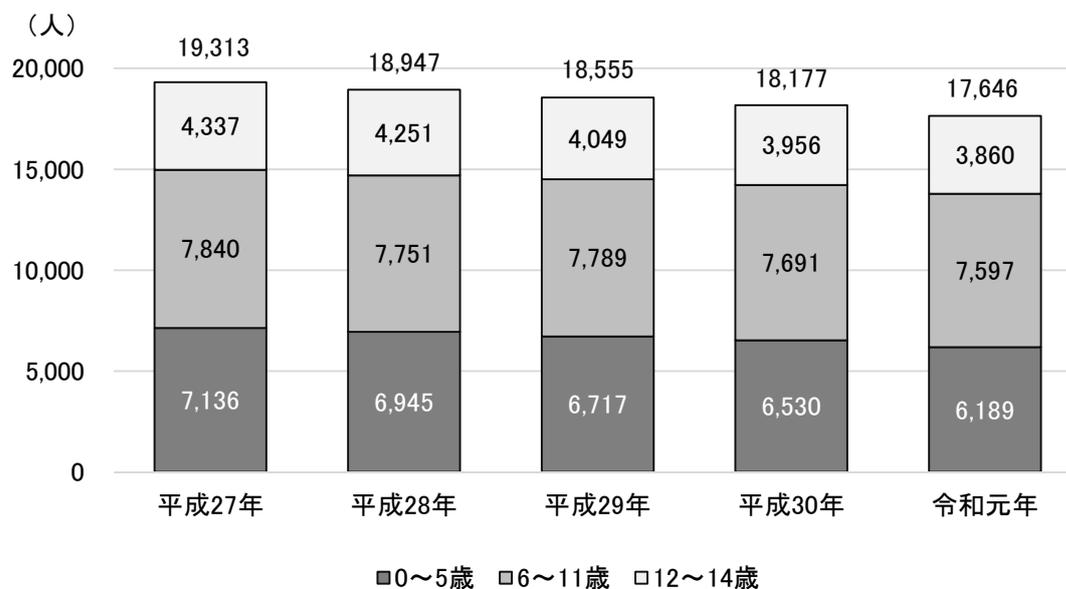
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～17歳	3	6	10	17	22
18～64歳	821	856	883	927	1,031
65歳以上	168	205	224	234	245
合計	992	1,067	1,117	1,178	1,298

資料：障がい福祉課調べ（各年3月末現在）

(3) 子ども

令和元年の年少（0～14歳）人口は17,646人であり、平成27年度から1,667人減少し、減少率は8.6%となっています。

【年少人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

児童扶養手当の受給者数は、減少傾向にあり、平成27年から平成31年の間で235人減少しています。

【児童扶養手当受給者数】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
受給者数	1,700	1,656	1,570	1,512	1,465

資料：子育て支援課調べ（各年3月末現在）

(4) 生活困窮者

生活保護受給者数の推移をみると、被保護世帯数は増加していましたが、平成29年に減少し、その後再び増加傾向にあります。被保護人員数は増減を繰り返しており、平成31年は1,919人となっています。

生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の利用状況をみると、平成30年までは増加していましたが、平成31年は減少し924人となっています。

生活保護受給者の就労支援の状況をみると、支援対象者は増減を繰り返しており、毎年40人～60人が就労支援を受け、11人～19人が就労しています。

【生活保護受給者数の推移】

単位：世帯数、人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
被保護世帯数	1,493	1,510	1,494	1,526	1,545
被保護人員数	1,900	1,908	1,879	1,925	1,919

資料：生活支援課調べ（各年3月末現在）

【生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の利用状況】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
相談件数	419	727	737	932	924

資料：生活支援課調べ（各年3月末現在）

【生活保護受給者の就労支援の状況】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
支援対象者数	46	58	41	53	52
達成者数	11	15	15	14	19

資料：生活支援課調べ（各年3月末現在）

(5) 社会資源

自治会の加入世帯数、加入率ともに平成27年から減少しています。

【自治会の加入世帯・加入率】

単位：世帯、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
加入世帯数	58,124	57,537	57,088	56,932	56,339
加入率	76.6	75.5	74.8	74.5	73.7

資料：市民生活課調べ（各年7月1日現在）

地区婦人会数は平成29年に15団体に減少しています。会員数は平成27年から減少傾向にあります

【地区婦人会数・会員数】

単位：団体、人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
地区婦人会数	16	16	15	15	15
会員数	1,650	1,633	1,383	1,351	1,116

資料：社会教育課調べ（各年7月1日現在）

老人クラブ数、会員数ともに平成27年から減少しています。

【老人クラブ数・会員数】

単位：団体、人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
老人クラブ数	156	152	143	134	130
会員数	11,815	11,748	10,992	10,182	9,798

資料：高齢介護課調べ（各年4月1日現在）

児童クラブ数、在籍児童数ともに平成27年から増加しています。

【児童クラブ数・在籍児童数】

単位：団体、人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童クラブ数	27	28	29	31	32
在籍児童数	1,281	1,326	1,411	1,484	1,506

資料：子育て支援課調べ（各年4月1日現在）

民生委員・児童委員相談・支援件数のうち、高齢者に関することは平成27年度から増加していましたが、令和元年度には減少し、6,156件となっています。

障がい者に関することは平成27年度から平成29年度まで増加し、その後減少し、令和元年度には376件に減少しています。

【民生委員・児童委員相談・支援件数】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者に関すること	6,525	6,700	7,344	8,013	6,156
障がい者に関すること	573	844	951	767	376
子どもに関すること	3,752	3,540	3,240	3,627	3,582
その他	2,168	2,256	2,439	2,204	1,086

資料：福祉政策課調べ

今治市社会福祉協議会のボランティア登録数は、団体は増加しています。個人については令和元年度から毎年度更新制にしたため、減少しています。

【ボランティア登録数】

単位：団体、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
団体数	66	69	71	69	84
個人数	244	256	273	266	68

※令和元年度から毎年度更新制にしたため、登録数が減少。

資料：社会福祉協議会調べ（各年度3月末現在）

自主防災組織の組織数は、平成27年以降増加しています。

（自主防災組織率＝組織されている地区の世帯数／市内世帯数）

【自主防災組織結成数】

単位：団体、%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
組織数	473	483	500	510	520
組織率	71.1	71.1	71.9	72.0	72.4

資料：防災危機管理課調べ（各年10月1日現在）

(6) 虐待

DV相談の件数は、平成27年度から増加しています。

高齢者虐待は、平成27年度から平成29年度まで増加し、その後減少しています。

障がい者虐待は、増減を繰り返しています。

児童虐待は、平成28年度に減少していますが、その後増加傾向にあります。

【DV：ドメスティックバイオレンス等に関する相談件数の推移】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
DV相談	411	432	543	566	674
高齢者虐待	214	267	427	233	182
障がい者虐待	80	19	56	96	26
児童虐待	143	124	128	154	172

資料：子育て支援課、高齢介護課調べ（各年度3月末現在）

(7) 成年後見制度

成年後見制度の相談件数は、障がい者・高齢者ともに増減を繰り返しています。

【(障がい者) 成年後見制度「市長申し立て」件数の推移】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	80	19	56	95	26
市長申し立て件数	0	1	1	2	1
助成件数	0	0	0	0	0

資料：障がい福祉課調べ（各年度3月末現在）

【(高齢者) 成年後見制度「市長申し立て」件数の推移】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	57	63	64	44	38
市長申し立て件数	5	2	3	2	2
助成件数	3	1	2	1	0

資料：高齢介護課調べ（各年度3月末現在）

【成年後見無料相談件数の推移】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	117	125	49	45	38

資料：社会福祉協議会調べ（各年度3月末現在）

3 アンケート調査からみる今治市の現状

(1) アンケート調査の概要

【市民アンケート】

- ・調査期間：令和元年12月～令和2年1月
- ・調査対象者：18歳以上の市内在住者（無作為抽出）
- ・標本数：3,000人
- ・配布方法：郵送

調査対象者	調査対象者数 (標本数)	回収数	有効回収率
市民アンケート	3,000	1,316	43.9%

【団体・事業所アンケート】

- ・調査期間：令和元年12月～令和2年1月
- ・調査対象者：市内の福祉関連団体及び事業所
- ・標本数：300団体
- ・配布方法：郵送

調査対象者	調査対象者数 (標本数)	回収数	有効回収率
団体・事業所アンケート	300	218	72.7%

(2) 市民アンケート調査結果の概要

1 居住及び日常生活について

アンケートに回答された人の8割が、今治市に30年以上暮らし続けています。今後の居留意向も7割の人が今治市で住み続けたいと答えています。

住み暮らし続けたい理由は、7割の人が自分の土地や家があることを挙げていますが、「福祉や医療のサービス」、「子育て環境」、「文化・スポーツ環境」の面を住み続けたい理由に選んだ人は3%以下で、前回（平成26年）のアンケート調査でも、この分野は、少数意見となっています。住み続けたくない理由では、買い物や交通の便が悪いことが挙げられており、旧越智郡陸地部と旧越智郡島しょ部では7割の人が不便と答えています。生活環境の質の向上が課題となります。

日常生活の面で、5割以上の方が不安に感じていることに、「自分や家族の介護」、「災害時の避難支援」、「健康状態」、「経済的な状況」が挙げられています。地域で差がみられるのが、日常の買い物や通院などの外出面で、旧今治市では、4割の人が現在の困りごとや将来を不安に感じる事としていますが、旧越智郡の陸地部では6割、島しょ部で7割の人が現在の困りごとや将来を不安に感じる事としています。

2 福祉について

アンケートに回答された人の7割以上が、福祉にある程度関心を持っています。福祉への理解を深めるためには、5割以上の方が「福祉の制度、サービス、理念や考え方を学習する」機会を持つことを挙げています。

3 地域や隣人とのかかわりについて

地域や隣人との日頃の付き合いは、あいさつ程度と答える人が多いですが75歳以上の方の28.9%や旧越智郡島しょ部の26.7%の人は、いろいろな事を話し合う関係を持っています。

近所の人に望む手助けは、「安否確認の声かけ」、「災害時の避難支援」が挙げられています。手助けできることでも同じことが挙げられています。逆に家事の手伝いや子どもの預かりなどはあまり望んでいません。

4 ボランティア活動について

ボランティア活動への興味・関心を持っている人と持っていない人の割合はほぼ半数で、同程度となっています。ボランティア活動への参加の経験は、年に数回あるかないかのごく僅かで、「地域の清掃、美化、地域おこし」への参加が7割を占めています。高齢者や障がい者で配慮を要する方への支援及び子育て支援への参加は少ない状況です。ボランティア活動への参加の機会を増やすことや配慮を要する人への支援活動を増やすことが課題となります。

5 福祉サービスについて

福祉サービスの充実度については、ある程度充実している（「充実している」と「どちらかと言えば充実している」の合計）と答えており、平成26年度調査から4.5ポイント増加しています。充実していない分野は、「高齢者に対する福祉」で6割を超える方が答えています。福祉サービスの利用促進にはサービスの情報提供と利用を支援する窓口が求められています。

住民が自ら取り組む支え合いは、5割以上の方が「近隣住民と日常的な対話や交流を広げる」ことを挙げています。しかし、8割の方があいさつ程度の近所との付き合いであることから、住民同士の交流や近所づきあいの希薄さを解消する取組が課題となります。

6 社会問題について

社会問題への意識は、生活保護を受けている方への偏見や差別を取り除くこととホームレスの問題は6割の方が重要と思い、地域の防犯対策、災害時の支援体制、高齢者・児童・障がい者等の虐待を防ぐ地域のつながりの3つの分野では、7割以上の方が重要と考える分野となっています。

(3) 団体アンケート調査結果の概要

1 活動分野について

団体・事業所の活動分野は、「高齢者支援」、「障がい者支援」、「子育て支援・母子福祉」が上位回答になっており、平成26年度調査においても同じ順位でした。これらの活動分野の担い手は、「高齢者支援」は、「自治会等地域団体」と「民生委員・児童委員」、「障がい者支援」は、「NPO法人」と「民生委員・児童委員」、「子育て支援・母子福祉」は、「民生委員・児童委員」が活動の主な担い手となっています。

また、「民生委員・児童委員」は、「虐待・ひきこもり・不登校対策」分野においても活動の主な担い手となっています。

2 団体等の支援及びサービスの質について

団体等の支援及びサービスの質について「満足している」と回答された方は、全体の70%を超え、団体の区分ごとの回答でも50%を超えており、各団体での自己評価は高くなっています。サービスの質の確保・向上に必要な取組は、職員の研修により、質の確保・向上に取り組んでいるが、人材の確保の難しさ、職員等の高齢化、研修や勉強会への参加者が少ないなどの課題がみられます。

また、多職種連携、介護と医療の連携、行政との協働などの連携を図ることで、情報を共有し、見守り活動を充実させるなど、地域住民との連携や地域との繋がりが諸問題の早期対応に繋がる取組として意見が挙げられています。

3 地域で福祉活動を推進するための取組について

回答をした68.8%の団体・事業者は、地域住民と交流しており、交流を行っている団体の種別としては自治会等地域団体91.1%、民生委員・児童委員88.4%が高い割合となっています。

地域住民の行事に67.0%の団体・事業所が参加している状況です。

地域の抱えている課題やニーズの把握は、63.7%の団体が把握しており、自治会等地域団体、民生委員・児童委員、医療機関が高い割合となっています。

各団体が行っている地域福祉活動は、関係機関との連携・情報共有、高齢者等への見守りや声かけが多く、住民の相談窓口や地域の情報発信は低調となっています。

今後、地域での福祉活動を活性化させるための取組として、隣近所の住民同士の普段からの付き合いが挙げられており、市民アンケート結果でもあいさつ程度の近所づきあいの現状であることから、地域の繋がりをつくる取組が重要となります。

(4) 地区別座談会の結果の概要

地区別座談会にて「5年前の地域課題の現状」と「新たな地域課題」を確認した結果は、以下に示すとおりです。

1 朝倉地区

課題	現状 (5年前との比較) ←悪くなっている 良くなっている→	理由
災害対策・体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・個人の意識が高まり、自助・共助の重要性が認知されてきた。 ・高齢者も避難の心構えができています。
近所付き合いの希薄化		<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の情報はよくわかる。 ・独居高齢者については、民生委員の見守り訪問が徹底してきた。
少子高齢化による担い手不足		<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者不足。 ・地域に働く場がない。 ・リーダーがいなくなると活動は衰退。
買い物や通院時の交通問題		<ul style="list-style-type: none"> ・車に乗れない人の交通手段がない。 ・デマンドバスを要望しているが、実現は遠い。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若い世代と接する機会が減っている。 ・老老介護世帯が増加している。 ・耕作放棄地が増えている。 	

2 玉川地区

課題	現状 (5年前との比較) ←悪くなっている 良くなっている→	理由
近所付き合いの希薄化		<ul style="list-style-type: none"> ・昔から住んでいる人は、今も付き合いが続いているが空き家が多くなった。
団体などの維持が困難		<ul style="list-style-type: none"> ・一人の人がいろいろな役を担っている。 ・自治会役員の交代時、次に当たりそうな人は会を休んでしまう。
高齢者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方の課題が増加している。 ・高齢者同士で支えあう必要がある。 ・避難場所が遠いのはおかしい。
少子化と子どもへの対応		<ul style="list-style-type: none"> ・交通が不便で仕事がないため、若い人は出て行く。 ・龍岡は、少ないが子どもが帰ってくる。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関わり方について、世代間で考えに差異がある。 ・老老介護世帯が増加している。 ・農業後継者不足で、田畑が荒れている。空き家も増加している。 	

3 波方地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
買い物や 移動手段の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・なみっこ交流館で野菜販売、週1回とくし丸（移動スーパー）とパン屋が来る。 ・バス路線で波方回りができた。
地域の孤立や 閉じこもり		<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が閉じこもっている。 ・高齢化により外に出ない人が増えている。（身内の交流はある）
地域の 担い手不足による 地域活動への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・若い人の協力がなくて、参加してもらう方法を考える必要がある。 ・老人クラブがなくなった。（森上・養老）
災害への不安、 体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・5年前と比べると自主防災組織は増えている。具体的取組が必要である。 ・関心や取組は広がった。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への若者の協力が少なく、リーダーや担い手が不足している。高齢化、若者の減少、無関心により、自治会運営が大変になる。 ・若い人のひきこもりが目立ってきている。 ・空き家や耕作放棄地が増加し、治安が悪くなっている。 	

4 大西地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
通院や買い物など 移動手段の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・困っているが、買い物に関しては移動販売車が来ている。 ・コンビニがなくなって不便になった。
地域活動の固定化や 近所付き合いの 希薄化		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化で作業などに参加できない人や独居老人が増えてきた。 ・一人暮らしの男性の自治会脱退。
子育て支援の 体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・輪い和いの利用者が増えている。 ・各家庭がボランティア組織を知らない。
災害への不安、 体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・消防が声をかけてくれる。防災キャンプやマップがよくできている。（宮脇） ・防災士を増やし意識向上を図っている。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増加している。 ・老老介護世帯が増加している。 ・土地の放置が目立ち、管理が問題になっている。 	

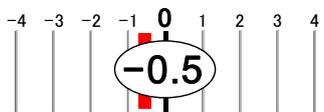
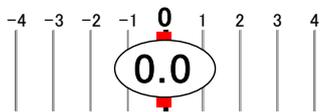
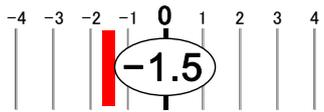
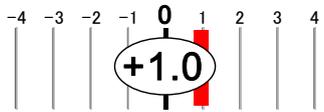
5 菊間地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
病院や買い物の 移動手段の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー会社がなくなった。 ・専門店など店舗が少なくなった。 ・外出支援のバスが通行している。
地域の孤立や 閉じこもり		<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもりがちの人も、デイに喜んでいくようになった。 ・昼間にお年寄の姿を見ることがない。
地域の 担い手不足による 地域活動への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・商工会青年部は激減している。 ・消防団員の定員割れが深刻である。 ・草刈りなど地域環境が少しずつ悪化。
災害への不安、 体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨災害で防災意識は高まった。 ・山道が古くなって崩れやすいところが多い。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもりが増加している。（80歳以上） ・高齢化が進み、地域のリーダーになる人がいない。 ・田畑などの管理ができていない。 	

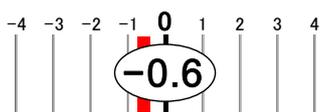
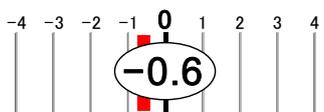
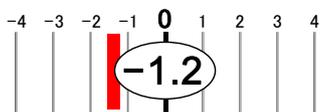
6 吉海地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
地域行事、サロン、 イベントなどの 後継者問題		<ul style="list-style-type: none"> ・若者の意識が希薄で心配。 ・世話人も高齢化して、高齢者も施設入所などで減少している。
地域の孤立や 閉じこもり		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が増加し、サロンやイベントへの参加者が減少している。 ・閉じこもり状態に近い人が増加。
高齢者と若者の 交流が少ない		<ul style="list-style-type: none"> ・若者が行事に無関心。土・日に出かけてしまう。祭りは人が多いが、他に交流の機会がない。
災害への不安、 体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・年々災害時の支援もできるようになり体制は向上している。 ・消防団に所属する若者は近所にいない。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増えて、近所付き合いが疎遠になってきている。 ・免許返納者への対応が少なく、特に買い物が不便になっている。 ・老老介護世帯が増加している。 	

7 宮窪地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
買い物や 移動手段の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・地元商店がなくなった。 ・高齢化が進み、車に乗れない人や運転が危なくなった人が増えた。
地域のつながりの 希薄化の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増え、近所が遠くなった。 ・Iターンの人がいる。 ・外国人が住んでいて交流を図っている。
地域の 担い手不足による 地域活動への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・若者が減ってきている。 ・I・Uターンの人が積極的に参加している。
災害への不安、 体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・防災研修を毎年行っており、自助・共助のことは少しずつ分かってきている。 ・集会所に名簿を備えている。
新たな地域課題		<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりが減って、孤立や閉じこもりの問題が出てきている。 ・空き家の老朽化や放置。（雑草、壊れて危険、火災などが心配） ・高齢化に伴い、地域活動（特に清掃活動）が難しくなってきた。

8 伯方地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
地域の孤立や 閉じこもり		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増え、5年前より住民が減少している。 ・出てこれない人もいる。（身体の問題）
地域の 担い手不足による 地域活動への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの活動や月一清掃がなくなった。 ・組長の順番がすぐ来て、若い人の負担が多くなってきている。
災害への不安、 体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・津波、浸水への不安が大きい。テトラポッド防波堤など災害への対策が不十分。 ・緊急性の判断が今ひとつ。
買い物や 移動手段の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・橋を利用した場合、交通費がかさむ。 ・買い物弱者が増えている。 ・バスがない。タクシーも1台。
新たな地域課題		<ul style="list-style-type: none"> ・担い手が不足しており、地域活動が縮小している。 ・介護タクシーがあればよい。高齢者を普通の車に乗せるのは大変。 ・移動手段の問題がある。橋代も高く、時間もかかるため、市内の病院へ行くのにも身内に頼みづらい。

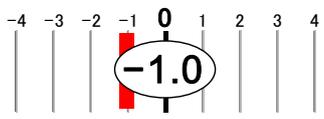
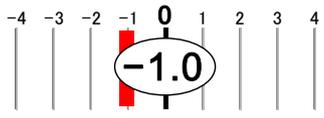
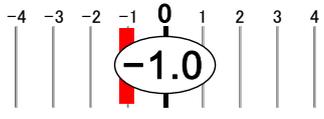
9 上浦地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
買い物や移動手段、交通の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗がなくなってきている。移動販売もあるが、そこに行くまでが大変。 ・公共交通が少なくなっている。
高齢者の孤立や閉じこもり、高齢化		<ul style="list-style-type: none"> ・若い人の閉じこもりがある。 ・老老介護、認認介護が増えている。 ・民生活動は孤立防止につながっている。
地域の担い手不足による地域活動への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が担い手として頑張っている。 ・人数が減っても、組の統合は難しい。 ・獅子の担い手が減り、維持が難しい。
災害への不安、体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達方法を検討する必要がある。 ・実際に災害が起こった時、どこを助けるか決めている。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足による地域活動への影響。 ・地域のつながりの希薄化。 ・高齢者の孤立や閉じこもり。 	

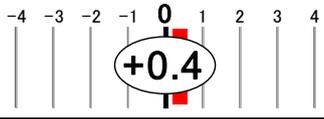
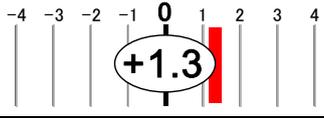
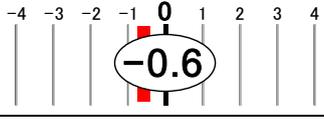
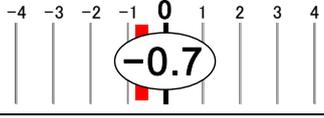
10 大三島地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
買い物やゴミ出し等の移動手段の問題		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシーがあり助かっている。 ・宮浦には店舗があるが、他の地区にはない。配達してくれる店舗もある。
若者の減少・一人暮らしの高齢者の増加		<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしは増えている。 ・子どもが島外に出ると、親も一緒に出ることもある。
地域の担い手不足による地域活動への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人会を脱退する支部が多くなった。 ・高齢化で清掃などが十分にできない。 ・地域間の横のつながりが薄い。
災害への不安、体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の役割（見回り、連絡体制等）を決めたことで、安心につながった。 ・災害時、支える側の高齢化が問題。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足により、既存の助け合いの仕組みを引き継ぐ人がいない。 ・老老介護世帯が増加している。 ・耕作放棄地が拡大している。 	

11 関前地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
近所の寄り合いが少ない、コミュニティの弱体化、世話人不足		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数の減少により、家同士の距離ができた。 ・趣味の会では、コミュニケーションが取れている。
人口減少と高齢化で地域活動ができない		<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊や大学生のサポートがある。 ・祭りの担い手がいない。
高齢化や人口減少の中、地域でどう助け合っていくのか不安		<ul style="list-style-type: none"> ・合力（こうろく）の意識が続いている。 ・支え合う意識が高まってきている。 ・頼り合える関係がある。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足により、多世代交流の場が減少したり、若い世代への誘致ができていない。 ・要配慮者及び避難行動要支援者に関する情報が更新できていない。 ・耕作放棄地の管理。 	

12 今治地区

課題	現状（5年前との比較） ←悪くなっている 良くなっている→	理由
地域での認知症高齢者・子どもの安全		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方は社協の支援や施設、独居の見守りなど連携体制も整っている。 ・子ども見守り隊の高齢化や交代が問題。
災害時の避難、初期対応		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の登録・更新ができており、共助・公助の面で良くなっている。 ・マップづくりを通して初動を知った。
地域の絆の希薄化		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の中で、お互いの結びつきの必要性を感じ始めている人もいる。 ・プライバシーの事には踏み込みにくい。
多様化する個別課題		<ul style="list-style-type: none"> ・個別課題に関わる人が縦割り、見守る体制が取りづらい。 ・個人情報保護もあり実情が分からない。
新たな地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・老人会等の地域活動や、ボランティア団体などの担い手・後継者がいない。 ・閉じこもりやひきこもり、心身に不調のある人との関係づくりやサポートが難しい。 ・交通の便が悪い。 	

第3章 計画の基本的な考え方

I 計画の基本的な考え方

(1) 第3期計画の考え方

第3期計画のキーワード

キーワードは「情報提供」と「連携」

第2期計画で実施した各種調査結果から継続して取り組むべき課題が見受けられました。その中から、自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進を実現するための「情報提供」、情報提供を行った上での「連携」がキーワードとしてあげられました。



策定の基本視点

「みつける」 今後の人口減少や少子高齢化の進行によって、地域の状況はますます複雑化していきます。まずは地域に住む人々がどのようなことに困っているのか、そして、どのような活動が地域で展開されているのかを知ることが重要で、そのためには、「地域の身近な課題や支援を必要としている人を見つける」、「活用すべき地域資源や社会資源を見つける」といった視点が必要です。

「つなげる」 核家族化の進行やひとり暮らし高齢者世帯の増加は、社会的に孤立しやすい環境をうみ、身近に相談できる人がいない、相談場所を知らないことで不安感を増しています。こうした状況の中、地域の身近なところで相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制の整備や、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図ることが重要で、「必要なサービスを必要な人や家庭につなげる」「多様なサービス同士をつなげる」といった視点が必要です。

「支え合う」 「みつけて」「つながった」地域の輪が広がっていく中で、主体的な住民参加、世代間・地域間の見守りや交流が進み、住民・各種活動団体・行政が対等な立場で支え合いを推進していくことが必要とされており、「自助・互助・共助・公助によって地域を支え合う」といった視点が必要です。

(2) 地域社会の情勢

1 多様化・複雑化する地域生活課題に対応する包括的な相談・支援体制づくり

地域社会の問題について、アンケート結果では、ひとり親家庭の自立支援のための地域のつながり、DV被害を防ぐ地域のつながり、ホームレスの問題を社会全体で考えること、再犯防止のための支援に関する問題意識の低さなどが挙げられています。

また、行政に身近な場所で相談できる窓口を増やすことが期待されており、住民のニーズにそった相談利用を促進するため、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決する制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスを一体的に提供できるよう、包括的な相談支援体制の整備・充実を図る必要があります。

地区別懇談会での意見では、高齢者や若者の地域からの孤立やひきこもり（閉じこもり）、地域のつながりの希薄化問題が挙げられています。

一人暮らし高齢者、要介護等認定者、障害者手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人の増加、子育てと介護が同時に必要な世帯や高齢の親と障がいのある子どもの世帯などへの支援が必要となるなど、生活課題が多様化・複雑化していき、こうした社会環境が変化する中で顕在化してきた各種問題に包括的に対応する身近な地域における支え合い体制の充実が今後求められています。

2 地域共生社会構築のネットワークづくり

ボランティア活動への参加について、アンケート結果では、年に数回あるかないかとごく僅かとなっており、ボランティア活動に参加する条件としては、時間や経済的なゆとり、自分の健康等が挙げられています。

今治市に住み続けたい人が8割以上を占める中、日常生活の不安に、自分や家族の介護、自分の健康状態、日常の外出が挙げられており、自分らしく住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他さまざまな事情から福祉サービスが必要となるすべての人が、これまでつくりあげてきた家族、友人等との関係を保ち、社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できる、相互扶助による支え合いの「地域社会」をつくることが望まれています。

また、地域住民や専門職、さまざまな活動を行う担い手等の地域福祉活動への参加を促進するとともに、高齢者や障がい者の積極的な社会参画を通じて、「支援をする人」と「支援を受ける人」を固定化するのではなく、誰もが、時には助け、時には助けられる、地域社会における「共生」の実現に向けた取組が重要です。

3 福祉サービスの提供体制の充実

団体アンケートでは、活動を行う上で困っていることについて、支援を必要とする人の情報を得にくいという回答が最も多くなっています。

また、福祉サービスの利用者は、サービスに不満があっても直接事業者に伝えにくいことや相談先が分からないことがあります。

そのため、利用促進のための情報提供や苦情相談窓口の周知を図るとともに、寄せられた苦情などを基に、事業者がサービスを改善していく仕組みを充実させていくことが必要です。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、本人の希望や状況に応じた福祉サービス等を利用するための相談窓口を整えるなど、適切に利用できる環境づくりが必要です。また、高齢や障がいがあること等で判断能力が低下した場合でも、権利が保護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していく必要があります。

4 見守りの強化

ご近所の見守りについて、アンケート結果では、近所で困っている世帯があれば、安否の声かけ、相談相手ができるという意見が挙がっています。一人暮らしの高齢者などは、買い物代行や電球交換などのちょっとした支援が必要なことがありますが、住民同士の関係の希薄化により、こうした頼みごともしづらくなっています。

また、近年はひきこもり、生活困窮、自殺、ダブルケア^{※1}、8050問題^{※2}など、誰にも相談できずに問題を抱え込み、事態が深刻化するケースもあります。こうした事態への対応は、早期発見・支援が重要となるため、地域住民や関係機関で見守りの強化に努めていく必要があります。そして、相談や通報などを早い段階で行うように周知するとともに、関係機関と連携した迅速な対応、支援を図っていく必要があります。

※1 ダブルケア：同時期に介護と子育ての両面に直面する問題のことです。

※2 8050問題：50代のひきこもりの子を80代の親が養い、生活困窮や社会的に孤立する問題のことです。

5 災害への対応

日常生活が不自由になった際に近所の人に手助けして欲しい事について、アンケート結果では、安否の声かけ、災害時の避難支援が最も多い回答になっています。

地区別懇談会での意見では、災害への体制づくりができたことで不安が減っている意見が挙げられています。しかし、支える側の高齢化が進んでいる問題も挙げられています。

各家庭や地域において、災害への備えの充実を図るとともに、災害時に支援を必要とする人の把握と、支援体制の整備が必要となります。

また、防災訓練など、地域での防災活動の周知を図り、高齢者や障がい者を含めた地域で暮らすより多くの住民の参加を促し、災害に備えた地域防災力の強化、支援を必要とする方への支援など、行政と地域が一体となり、自助、互助、共助、公助の取組を図っていく必要があります。

6 ボランティア育成

地区別懇談会での意見では、地域の担い手が不足していることや若い人がいないことで地域活動が固定化している、参加者が少なくなり老人クラブがなくなった、清掃活動の参加者が少ない、消防団の定員割れ等の地域活動の低下に関する意見が挙げられています。

世代等に捉われない新たな担い手の発掘を行う必要があります。今後、充実した地域社会を築くためには、地域社会を支える担い手づくりは欠かせません。あらゆる世代に対しての地域福祉活動やボランティア活動の参加の促進、生涯にわたる福祉意識の普及も必要となります。また、福祉の担い手を限定せず、民間事業者やNPO等、多様な組織の福祉活動の参画も重要です。

2 基本理念

つながりと支え合いのある 安心して暮らすことのできるまち

この基本理念は、本市の住民同士のつながりを強化し、新たな支え合いの輪をつくることにより、年齢や障がいの有無、居住する地域に関係なく安心して暮らすことができるまちを、住民・地域・行政がともに築いていこうという思いを込めて第1期計画で決定し、第2期計画に継承したものです。

その中で、平成30年4月には、社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定にあたって取り組むべき事項が追加されています。こうした法改正や、福祉を取り巻く状況の変化を受け、地域福祉推進に向けて、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、共に支え合いながら、安心して暮らすことができるよう住民の地域福祉活動への参加や各種環境づくりを進めながら住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが重要です。

本計画でもこの基本理念を踏襲し、更なる地域の連携強化や誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて取り組みます。

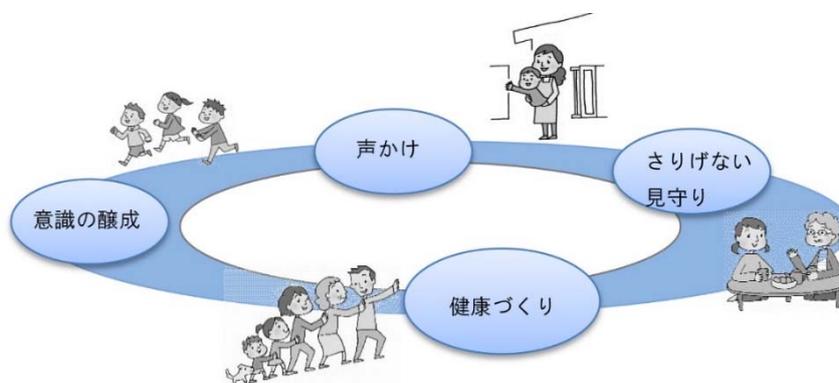
3 基本目標

(1) 基本目標1 住民として、みんなで参加しよう

【住民の参加を促す】

⇒地域福祉の意識醸成、地域活動参加へのきっかけづくり

地方分権が進む中で、福祉活動をはじめとしたまちづくりへの住民参画は、必要不可欠なものとなっています。地域での活動を活発にするため、地域住民一人ひとりが、地域福祉への関心を高め、身近な地域でできることから参加しようという住民の意識づくりを推進します。

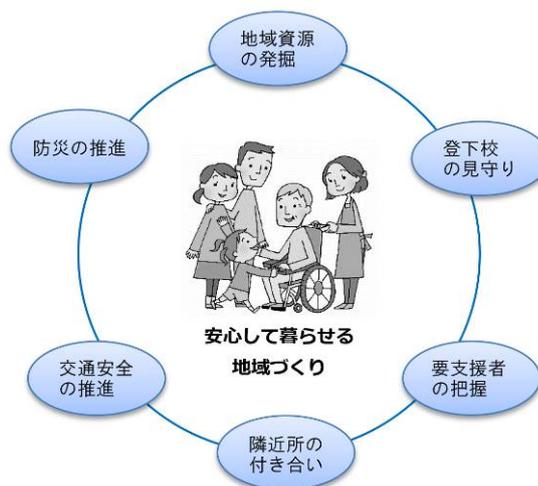


(2) 基本目標2 支え合える地域をつくろう

【地域づくり】

⇒地域での関係希薄化の解消、互助のための地域力向上

支え合える地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流が活発であることや、住民同士がお互いに理解を深め、課題を見つけ、解決に向けた取組を行うことが重要です。そのため、日ごろから地域での支え合いや見守りの体制づくりに取り組みます。

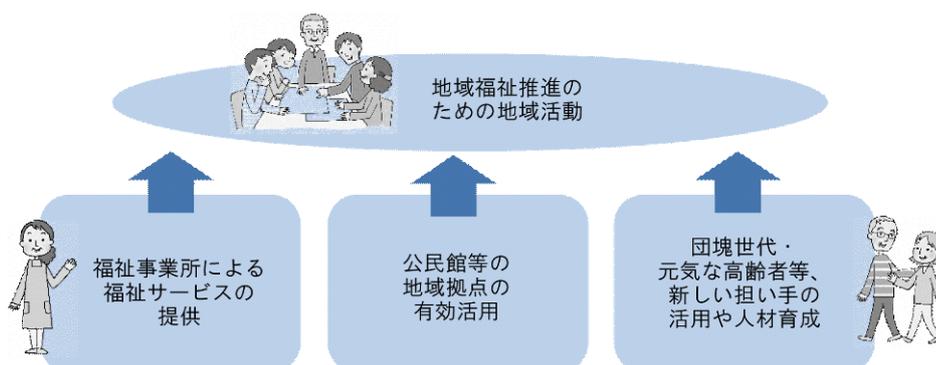


(3) 基本目標3 地域の環境を整えよう

【地域づくりを支える環境づくり】

⇒人材不足解消、地域福祉のための場づくり

個人や団体で解決できないことも、住民・地域・行政が地域福祉推進の担い手としての共通認識を持ち、連携して対応することで、より充実した支援や解決に向かうことができます。そのためには、福祉活動の拠点づくりやアクティブシニア等の新たな人材を視野に入れた地域で中心となって活躍できる人材育成等、地域づくりを支える環境づくりを推進します。

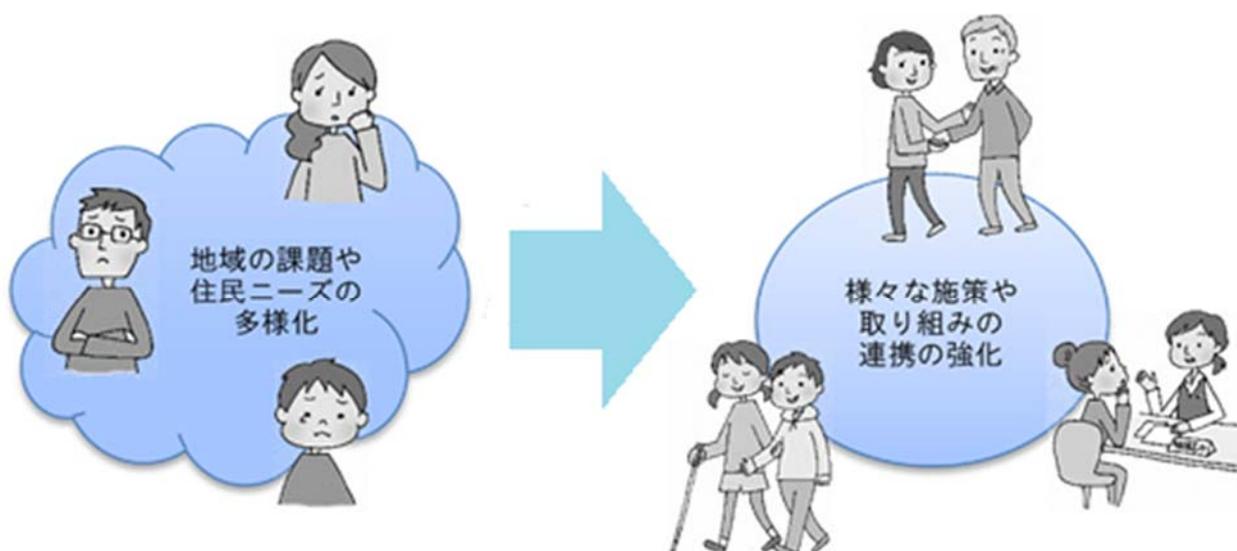


(4) 基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう

【暮らしを支える】

⇒共助・公助の連携強化、総合的な支援体制

多様化した住民ニーズに対応すべく、福祉の制度やサービスは年々複雑化しています。また近年、生活保護や他の制度の受給対象とならない、制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著になっています。誰もが安心して暮らせるまちにするために、権利擁護制度や相談支援事業等、暮らしを支援する制度の充実を図ります。



4 計画の体系図

基本視点

みつける

つなげる

支え合う

基本理念

つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち

基本目標

施策の方向

基本目標 1

住民として、
みんなで参加しよう



- (1) 地域活動参加のきっかけづくり
- (2) 地域の見守り体制づくり
- (3) 住民同士・住民と地域の支え合いづくり
- (4) 福祉に対する意識の醸成
- (5) 健康づくり・介護予防の推進

基本目標 2

支え合える地域をつくろう



- (1) 安全・安心な地域づくり
- (2) 地域防災の体制づくり
- (3) 地域で支え合う仕組みづくり
- (4) 災害時に備えた要支援者の支援体制づくり

基本目標 3

地域の環境を整えよう



- (1) 地域活動推進のための環境づくり
- (2) 地域福祉を担う人材育成
- (3) ボランティア・市民活動の充実

基本目標 4

安心して暮らせる
まちにしよう



- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり
- (3) 連携の仕組みづくり
- (4) 支援が必要な人への対策
- (5) 権利擁護活動の推進
- (6) 住みやすい環境の整備

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 住民として、みんなで参加しよう

【SDGsのゴール】



(Ⅰ) 地域活動参加のきっかけづくり

(現状と課題)

高齢者、要介護認定者、障害者手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人が増加し、1世帯当たりの人数が減っている中、地域の中での孤立が懸念され、身近な地域における支え合い体制の充実が求められています。一方で、本市の自治会への加入率が低下し、地域のつながりの希薄化が懸念され、地域の行事運営の体制が弱体化しています。

(施策の方向)

本市は陸地部と島しょ部に分かれており、それぞれ地域の特性があり、抱える課題や福祉ニーズも多様ですが、自分たちの地域特性を踏まえ、地域独自の課題に対する共通認識を持った住民主体の活動は、大変重要です。住民一人ひとりが、地域活動へ関心を持ち、より多くの方が地域活動に参加するきっかけとなるよう、自治会を中心とした地域コミュニティづくりを積極的に展開するよう支援します。

市の主な取組

自治会活動への参加促進	自治会活動の情報提供を行い、自治会活動への参加・協力の啓発に取り組みます。また、自治会に関する問い合わせや自治会加入等に関する問い合わせへの対応を行います。
-------------	--

■自治会の加入に関する協定

締結先	協定の内容
①今治市連合自治会 ②公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会 ③公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会今治地区連絡協議会	自治会加入促進に関し、お互いに連携して取り組むこととし、県宅建協会・今治地区連絡協議会は、住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行おうとする場合、その世帯に対し自治会等への加入を勧める協力を行う。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○地域のことを考えるきっかけづくり

- ・福祉センターまつり等のイベントを通して、福祉の啓発をすすめていきます。
- ・サロンや老人クラブ等の集まりの場を活用して、地域の現状を伝え、住民自身が地域の問題に関心をもてるきっかけをつくります。
- ・フォーラム・学習会などを開催し、地域について考えるきっかけをつくります。

○若い世代への地域活動の継承と地域貢献の機会

- ・学校や地域団体と協力して、地域の伝統文化や地域活動に触れる取り組みを進めていきます。

（2）地域の見守り体制づくり

（現状と課題）

普段の隣人や地域との関わりの程度については、「挨拶をする程度」が8割になっています。困ったときに近所に望む手助けについては、「安否確認」「災害時の避難支援」が最も高くなっており、近所付き合いの現実と理想が異なっている状況がうかがえます。

（施策の方向）

本市では、複雑化・複合化する生活課題や様々な課題について、関係者や民生委員・児童委員、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの相談支援機関と連携を図っています。現在行っている市の様々な見守り活動を継続して行うとともに、災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者^{※1}の情報を地域で共有できる仕組みをつくり、平常時から要配慮者に対する見守りや声掛けを行い、地域における要配慮者への支援の活動を充実させます。

※1 要配慮者：災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のことです。
その他の特に配慮を要する人として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定されます。

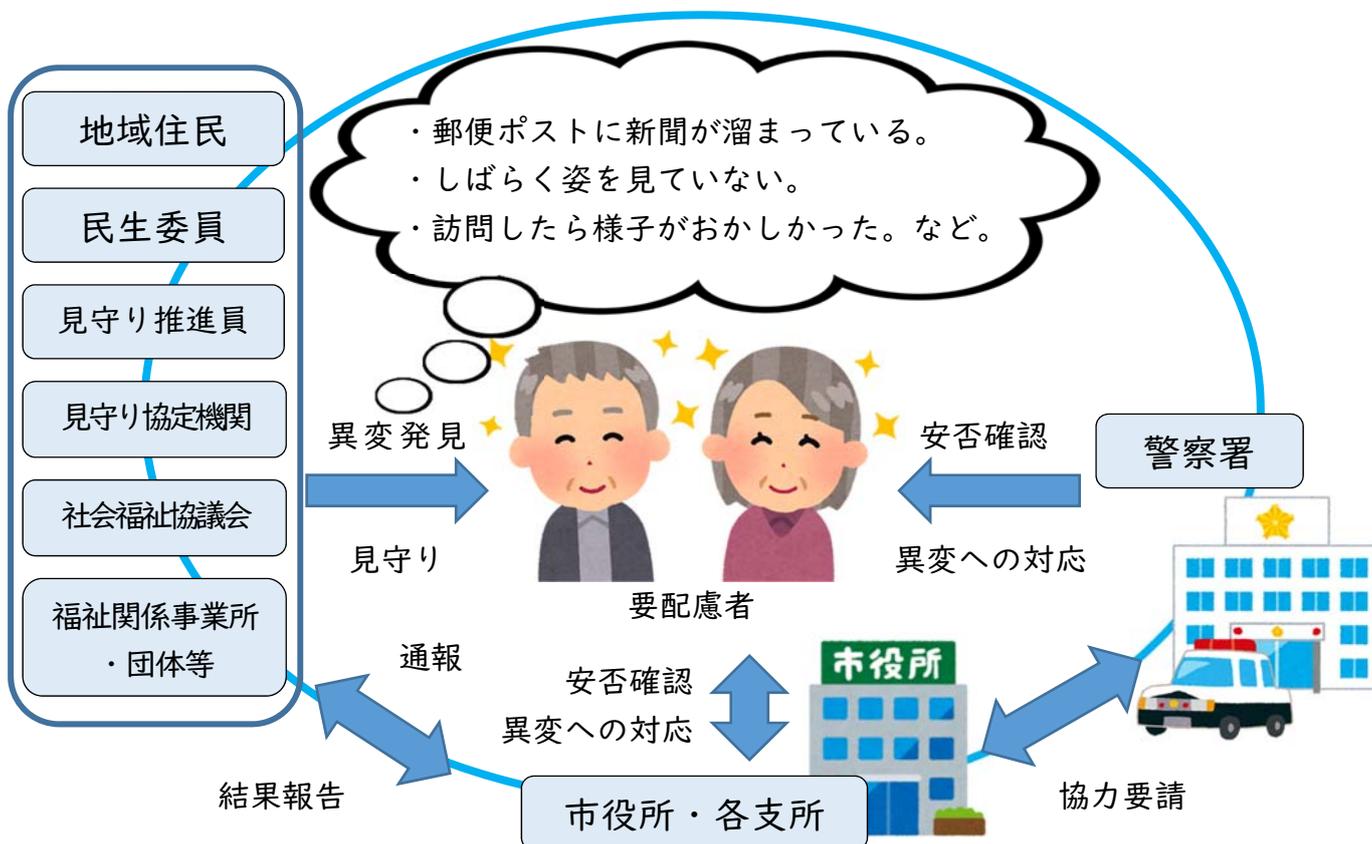
市の取組

情報の共有と提供	地域の見守り活動を活性化させるため、住民の生活課題に関する情報収集と提供を行い、情報の共有や活用方法について、地域に周知し住民や地域への啓発や問題の未然防止に努めます。
見守り体制の強化	地域の見守り活動を推進し、市や住民、協力機関等が連携して要配慮者等を見守る環境（ネットワーク）を構築することで、安心して暮らせる地域づくりを推進します。
	互助を基本とした見守りサービス充実を図るため、担い手の発掘と地域での組織化支援を行い、サービス提供主体、地域の各種団体、事業所等との日常的な連携を促進します。

■今治市見守りネットワークに関する協定

締結先	協定の内容
①第一環境株式会社 ②日本郵便株式会社今治郵便局 ③越智今治農業協同組合 ④株式会社フジ ⑤布亀株式会社	業務中に、業務に支障のない範囲で、住民に対して、さりげない見守りなどにより安否を確認し、何らかの異変を察知したときは市に状況を連絡する。

【地域の見守体制図】



社会福祉協議会の取組

○見守り・小地域ネットワークの構築

- ・地域内の様々な担い手と多職種をつなぎ、小地域で話し合う場を作ります。
- ・生活のしづらさを抱えた方を支えていけるような見守りネットワークづくりを推進していきます。

(3) 住民同士・住民と地域の支え合いづくり

(現状と課題)

地域では、高齢者のみの世帯や介護が必要な方が増加しています。また、生活困窮など生活のしづらさを抱えて暮らしている世帯も増加しています。

地域での人間関係の希薄化が進み、孤立する世帯や、自治会への加入を負担に思うなどの理由で自治会に加入しない世帯が増加しています。

(施策の方向)

住民同士のつながりをつくり、支え合える関係づくりの一步として、あいさつ等身近な声かけに取り組んできました。しかしながら、身近な地域での関係の希薄化が懸念され、更に身近な地域で支え合える関係づくりに向けて、取り組む必要があります。

市の取組

情報の共有と提供による支え合いの推進と人材の育成	住民同士の支え合い活動の推進に向けて、啓発活動に取り組めます。
	自治会活動の情報提供を行い、自治会活動への参加・協力が進むように啓発に取り組めます。
	支え合いの支援者の育成に取り組めます。

社会福祉協議会の取組

○近隣の助け合い活動

- ・当事者を中心とした隣近所で見守り、支え合えるグループづくりを推進します。
- ・地域の中で気軽に情報共有できる場を作り、住民同士で支え合えるネットワークづくりに取り組みます。
- ・住民からあがってくる個別ニーズに対し、地域から孤立しないよう関係機関と連携し、迅速に対応できる福祉の土壌づくりを推進します。

○生きづらさを抱えるご本人・家族を地域で支える活動

- ・病気や障がいのある人やその家族、近隣の援助者が集える場をつくります。
- ・生きづらさを理解するため学習会などを行い、地域の理解者や支援者を増やします。

(4) 福祉に対する意識の醸成

(現状と課題)

社会経済情勢が変化し、精神的な豊かさを求める傾向が強まっている中において、住民の生涯学習に対するニーズに応じて、講座の実施を進めています。地域福祉に関する学びや参加、体験の機会を充実し、住民・社会福祉協議会・行政が協働して、住民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

そのためには、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、地域福祉の取組等を身近なものであることと認識し、広めていく必要があります。

(施策の方向)

地域福祉や地域での支え合いを広く周知し理解を促すために、イベント等や生涯学習の機会を利用し、地域福祉に対する住民の意識醸成を図ります。

また、地域福祉に関する市政出前講座の開催によって、地域福祉へ関心を持ち、地域活動への参加のきっかけとなるよう市政出前講座を充実させます。

市の主な取組

生涯学習を通じた地域福祉への理解と関心を深める	地域の拠点である公民館での活動は地域の福祉向上や活性化につながることから、地域住民が参加して行われる行事や、講座の開催に取り組みます。
福祉教育の推進	小中学校の授業で高齢者や障がい者との交流や追体験を実施して思いやりの心を持つ児童生徒の育成を行います。
地域での行事・イベントでの啓発	地域の老人クラブ会員等と公立保育所・認定こども園の児童の世代間交流を実施します。
	地域と連携を図り、市内全域において「おでかけ児童館」を展開し、児童健全育成プログラムや子育て世代の交流の場の提供等を通じて、児童、子育て世代、地域の関係性を構築し、地域福祉に対する意識の醸成を図ります。
	地域住民イベントにおいて、健康コーナーを設け、各種測定や健康相談、健康指導などを行い健康づくりへの関心を持ってもらう機会をつくります。
出前講座の情報提供	出前講座の周知を行い、参加者を増やします。
出前講座の内容精査	講座の内容を定期的に見直し、時代のニーズにあったテーマや団体の要望、住民が興味をもって参加できる講座を実施します。 (出前講座の例) ・高齢介護課：「よくわかる介護予防」、「介護保険制度について」、「地域で支える認知症」、「高齢者の権利を守る」 ・市民生活課：消費生活講座 ・防災危機管理課：防災の基礎知識や風水害・地震災害への備えについて ・子育て支援課：子育て支援の説明、児童虐待防止対策について ・健康推進課：ライフステージに応じた健康づくり、こころの健康・食生活に関すること等

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○配慮や支援を必要とする方の理解の促進

- ・地域住民や関係団体、専門機関などと連携し、配慮や支援を必要とする方の現状およびニーズ把握をすすめます。
- ・学習会などを通して、配慮や支援を必要とする方と地域住民との接点をつくります。

○外国人や性的マイノリティなど多様な生き方・文化の尊重

- ・関係機関などと連携を図りながら、多文化共生プロジェクトにて外国人のニーズの把握や取組の調査を行います。
- ・社協内部や他機関との研修会を開催し、専門性を高めていきます。
- ・実際に関わることが増えてきている学校や企業などに対する研修を開催し、生活のしづらさや困りごと、思いを知り、対応の方法を考えることのできる機会をつくります。

○家庭・地域・学校と連携した福祉教育の推進

- ・社会福祉協議会の強みを活かし、地域の様々な人や団体などの社会資源と学校をつなぐ役割を担います。
- ・地域と子どもがともに学び、地域への愛着を育むプログラムづくりを行います。
- ・福祉教育に携わる地域のサポーターを増やす活動を促進します。

（5）健康づくり・介護予防の推進

（現状と課題）

高齢者が増えていく中、要介護認定者が増加しています。自立した生活を続けていくため、健康づくりに関する日ごろからの取組が重要です。若い頃から健康に対する意識を持ち、早期に取り組むことで、生活習慣が影響する様々な病気を防ぐことができます。

（施策の方向）

まち全体の活力向上のためには、住民一人ひとりが心身ともに健康に生活していくことが大切です。今治市健康づくり計画『バリッと元気』の推進をはじめ、住民のニーズに応じた健康づくりへの支援の充実に努めます。

また、健康寿命の延伸を目指して、介護予防事業の推進等により住民の健康の維持増進に取り組めます。

市の主な取組

健康づくりの意識啓発	今治市健康づくり計画「バリッと元気」に基づき、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差を考慮した取組（栄養、身体活動・運動、がん・生活習慣病の予防等）を推進します。健康寿命の延伸を図るため、健康関連事業や推進強化月間（週間）に合わせて啓発を積極的に行います。 また、専門職や健康づくりボランティアが事業やイベント等で地域へ出向き健康づくりへの意識啓発を行います。
健康診査・がん検診と保健指導	生活習慣病の発症予防及び重症化予防のために、特定健診等を行ない、対象者に適切な保健指導を行います。また、地域や職域、医療機関等と連携し、受診啓発を行ない受診率の向上を目指します。
介護予防事業の推進	地域住民が主体的に設置した介護予防体操の集いの場に、保健師等専門的知見を有する者を派遣し、介護予防活動の地域展開を図ります。また、住民自主グループの取組を支援し、グループの増加に努めます。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○つどいの場、居場所づくり

- ・多世代交流型のサロンや子育てサロンなど、地域のニーズに沿ったサロンを推進します。（健康づくりサロン等の推進）

基本目標 2 支え合える地域をつくろう

【SDGsのゴール】



(1) 安全・安心な地域づくり

(現状と課題)

民生委員・児童委員活動の内容が、「相談・指導」から「安否確認のための訪問」に件数が増加傾向にあり、地域社会における住民への支援と見守り活動へと変化してきています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立、長引く休校による子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。

(施策の方向)

本市では、自治会、民生児童委員協議会や地区民生児童委員協議会の活動を支援しています。複雑化・複合化する生活課題や様々な課題について、関係者や民生委員・児童委員、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの相談支援機関と連携を図っています。

災害や感染症対策、防犯活動や交通安全等への安全・安心な地域づくりを目指し、誰もが地域の中で孤立することなく、身近に暮らしている高齢者や障がい者等の要配慮者の異変や課題に気がつき、民生委員・児童委員や関係機関につなぐなど、早期発見・早期対応ができる見守り体制の構築を進めていきます。

市の主な取組

民生委員・児童委員活動の推進	今治市民生児童委員協議会や地区民生児童委員協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員の活動の活性化を図り、見守り活動の強化を進めます。
防犯・交通安全への取組	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関や地域団体と連携して防犯・見守り活動を推進します。また、LED防犯灯の設置を推進し、夜間の明るさを確保し安全・安心な地域づくりに努めます。
感染症への対策	地域での感染症のまん延を防止するために、地域で徹底した感染症予防対策の取組ができるよう、感染症に関する正しい知識の普及や予防接種の安全な実施などに努めるとともに地域での支え合いによる感染症まん延防止活動を支援します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○見守り・小地域ネットワークの構築

- ・地域内の様々な担い手と多職種をつなぎ、小地域で話し合う場をつくります。
- ・生活のしづらさを抱えた方を支えていけるような見守りネットワークづくりを推進していきます。

○合理的配慮^{※1}の推進

- ・社会福祉協議会内部や専門職の研修会を開催し、専門性を高めていきます。

（2）地域防災の体制づくり

（現状と課題）

「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日ごろから自主防災組織が中心となって、地域での防災活動に取り組むことが必要です。本市では、防災意識の向上に努めていますが、避難する場所を知らない人がいる現状となっています。また、地区ごとに高齢者や障がい者、小さな子どもがいる家庭などが参加できる防災活動を推進していく必要もあります。

（施策の方向）

市全体の防災意識向上のため、自主防災組織の活動への助成、訓練への助言など防災意識の啓発に取り組みつつ、避難行動要支援者^{※2}に対する配慮を地域で把握できるよう連携連絡体制の強化を進めていきます。

※1 合理的配慮 : 障がいのある人が、障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

※2 避難行動要支援者 : 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことです。

市の主な取組

自主防災組織の育成	住民の自主防災組織の構築、維持、発展のため、交付金の支給など活動への支援を継続して行い、自主防災組織の充実と活性化を図ります。
地区防災訓練支援	地区防災訓練の実施に対して、それに係る費用の助成や訓練への助言を行うなど、地域防災力の向上を図ります。
指定緊急避難場所と指定避難所の周知	災害が発生した時に適切な避難行動が取れるように、コミュニティラジオを活用し、日ごろから指定緊急避難場所と指定避難所の種類や場所、避難の流れなどを啓発することにより、広く住民に周知をします。
福祉避難所の指定・運営体制づくり	障がい者、高齢者、乳幼児連れの人等、災害時における特別な配慮が必要な人を受け入れるための福祉避難所の指定先を増やすとともに、福祉避難所の開設訓練等を行い、運営体制づくりを支援します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○被災者支援と災害ボランティア活動の体制整備

- ・大規模災害に備え、被災者の支援活動や災害ボランティア活動に関わる団体と連携し、災害支援ネットワーク会議や災害ボランティアセンター運営訓練を行います。
- ・災害ボランティアを育成するための住民向けの講座、啓発活動を行います。
- ・平成30年7月豪雨災害で被災された方々への継続的な支援を行います。

（3）地域で支え合う仕組みづくり

（現状と課題）

多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、「共助・公助」の連携を強め、みんなで支え合える地域をつくっていく必要があります。

（施策の方向）

地域での支え合いを強化していくためには、本市が有する多様な地域資源の有効な活用方法の検討やNPO、ボランティア等の活動団体への支援が必要です。

また、公的なサービスだけでなく地域の中で高齢者や子育て世帯の困りごとを解決できるような地域の機能強化を図ります。

市の主な取組

地域資源の把握	今治市全域における住民主体の取組及び民間企業、NPO、ボランティア等も含めた幅広い既存の高齢者の生活支援に資する事業の把握、整理を行います。
コミュニティ活動の助成事業	コミュニティ団体等に対し、活動助成を行い、地域のコミュニティ活動を活性化させます。
交通弱者の移動手段の確保	障がい者へタクシー利用助成券を交付し、医療機関等への移動に必要な経費の一部を助成します。
	地域の公共交通の活性化に向けた住民・交通事業者・行政との連携を図り、移動しやすい交通環境を整備します。
地域での子育て支援の充実	地域の子育て支援関係者が意見交換や子育て世帯との交流を図れるよう、地域子育て支援拠点を整備し、子育てしやすい環境づくりを進めます。
ゲートキーパー ^{※1} の養成	誰も自殺に追い込まれることのない今治市を目指し、住民や職場、各種団体等に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、ゲートキーパーを養成します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○生活支援サービス等の開発・拡充

- ・高齢者の支え合い活動の担い手を増やします。
- ・地域資源（人・組織・集いの場・民間サービス等）を把握し情報を発信します。
- ・関係者のネットワークや既存の取組、組織と協働しながら人と地域と活動をつなぎます。

○地域福祉活動を支える財源の確保

- ・地域の方にわかりやすく地域課題や寄付の活用を伝えることで応援者を増やし、寄付額増を目指します。
- ・住民の共感を得ながら寄付と地域福祉活動が循環していく形をつくっていきます。
- ・寄付してくださる企業を開拓し増やしていきます。

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

(4) 災害時に備えた要支援者の支援体制づくり

災害時、地域での助け合いの重要性が再認識されています。避難行動要支援者の把握をはじめ、災害時の避難行動において何らかの助けを必要とする者や、避難所において一定の配慮を必要とする者に対し、適切な対応ができる基盤の整備を行います。

行政と地域が連携する中で、「避難行動要支援者名簿」の内容更新に努め、地域では、この名簿を活用し、平常時から避難行動要支援者に対する声かけや見守り活動の体制をつくります。

市の取組

要支援者の支援体制づくり	避難行動要支援者名簿を定期的に更新します。 災害時に避難行動要支援者へ支援が迅速かつ的確に行えるよう、個別計画策定者を増やすとともに、台帳登録者の現状把握に努め、避難支援関係者へ情報提供を行います。
--------------	--

社会福祉協議会の取組

○災害時要配慮者の支援体制づくり

- ・災害時要配慮者の支援に関わる担い手を養成するための講座を行います。
- ・地域の関係団体や福祉事業者などと連携し、災害時要配慮者の支援体制づくりを進める話し合いや地域の防災訓練などへの協力を行います。

基本目標3 地域の環境を整えよう

【SDGsのゴール】



(1) 地域活動推進のための環境づくり

(現状と課題)

地域のつながりの希薄化が進行していることにより、地域福祉活動を担う人材、特に若い世代の人材不足、地域活動への関心の低下が問題となっています。高齢者は、これまで培ってきた経験や知識、ネットワークが豊富にありますので、高齢者をこれからの地域福祉を支えるマンパワーとして捉える必要があります。

地域の方が気軽に集まったり、活動する拠点として整備するとともに、拠点の有効的な活用方法について検討する必要があります。

(施策の方向)

子どもから高齢者まで、幅広い年代の人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるよう、活動の拠点となる場所の整備・有効活用等により、高齢者や障がいのある人を含め、より多くの人々が地域で活躍できる環境の整備を進めます。きっかけづくり、活動の場の確保に努めていきます。

市の主な取組

高齢者や障がいのある人が活躍できる地域づくり	高齢者の就業機会を確保・提供し、高齢者が地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターを支援します。
	障害者支援施設等に入所や精神科病院に入院している障がい者に対して、地域生活への移行を支援します。
地域拠点（公民館等）の有効活用	児童館や認定こども園がない地域で親子が安心して過ごせる場所、子育て親子同士で交流や情報交換ができる場所は、地域拠点を有効活用してつくります。
	高齢者から子どもまでが交流することが主な目的の1つとした「三世代交流しめ縄づくり、三世代交流ふれあい事業」などの事業展開を継続します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○子どもや若者、障がいのある人の自立・社会参加の支援

- ・自立生活のサポートをします。

【例】・関係機関と連携し、疾病や障がい、長期にわたるひきこもりの経験等の理由で、就労や社会参加が難しい人たちの自立をサポートしていきます。

- ・子どもの学習支援や居場所づくりを行う団体への協力に取り組みます。

○合理的配慮の推進

- ・教育機関や企業などと連携を図りながら、学校関係者や保護者、企業向けに学びの機会を作り、合理的配慮についての理解を深めていきます。
- ・障がいのある人が合理的配慮によって社会参加できるきっかけづくりを進めていきます。
- ・社協内部や専門職の研修会を開催し、専門性を高めていきます。

○情報発信の工夫と広報の充実

- ・手に取って頂けるような広報づくりの検討や社協活動の魅力を伝えられるようPR動画などの作成をすすめていきます。
- ・SNS、携帯アプリなどの新しい媒体の活用をすすめ、福祉に関心を持ちやすい環境を整えていきます。
- ・知りたい情報に応じて、情報が得られるよう拠点を活用していきます。
- ・既存の活動の中で情報も一緒に届けられるような方法を検討していきます。

(2) 地域福祉を担う人材育成

(現状と課題)

地域福祉を推進していくためには、地域において支え合い、助け合うことが必要です。そのため、住民一人ひとりが、福祉サービスの受け手だけでなく、担い手としての意識を持つとともに、地域福祉を推進する人材を確保・育成する必要があります。高齢化が進行している中、アクティブシニアのような団塊の世代を中心にした、元気なシニア世代の活躍が注目されており、新たな地域福祉の担い手としても期待されています。

(施策の方向)

地域の担い手の確保のために、福祉に関する啓発活動、学校教育の場だけでなく、あらゆる世代を対象とした学習機会の提供や福祉教育の推進に努めます。

また、社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者を担い手につなげ、元気な高齢者の生きがいづくりとして活躍の場をつくり、地域の潜在的な人材の活用も視野に入れた人材育成の推進を引き続き行います。

市の主な取組

福祉教育の推進	小中学校の授業で、地域の特色ある取組や、課題解決のための重点的な取組を学習し、将来の地域福祉を担う児童生徒の育成を行います。
	障がい児、乳児保育研修及び階層別研修、自主研修並びにキャリアアップ研修等、年間を通じて様々な研修を受講し、福祉人材の育成と資質向上に努めます。
	手話・要約筆記をコミュニケーション手段とする障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に、各種の指導を行うことにより身体障害者奉仕員を養成し、もって社会活動をサポートすることにより聴覚障がい者等の福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
アクティブシニア等の新しい力の発掘	市内在住の65歳以上の健康な高齢者の介護支援ボランティア活動に対して評価ポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を支給することで、積極的に活躍する高齢者人材を発掘します。
地域子育てサポーターの養成	子育て当事者への情報提供や交流の仲立ちを行ったり、イベント等における託児スタッフとして活動する子育て支援者を養成します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

- 若い世代への地域活動の継承と地域貢献の機会
 - ・高校生を対象とした地域貢献の場と地域との接点の場づくりを行います。
- 子育てを終えた世代や定年退職者の活躍の場づくり
 - ・特技や趣味をいかして活躍できる人材の発掘と活動のきっかけづくりを行います。
 - 【例】・幅広い世代が地域の担い手として活動できるよう「地域デビュー応援講座」（仮題）を企画・実施し、ともに活動していく担い手の発掘をしていきます。
- ボランティア・市民活動の活性化
 - ・個人・地域の生活・福祉課題に即した担い手養成に関する研修、講座を開催します。

(3) ボランティア・市民活動の充実

(現状と課題)

福祉は、住民一人ひとりが年齢や性別、障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を持って、暮らし慣れた地域の中で生活できるよう支援しようとするものです。誰もが地域の中で共に生き、共に支え合いながら、人としての幸せを実感することができる心豊かな福祉の文化・意識が地域に育み、本計画が進める共助の行動が求められています。

(施策の方向)

地域活動の推進に向けて、活動を牽引するリーダーの存在が必要です。地域活動の自立のため、地域課題を発見し、地域での議論・活動を主導するリーダー、団体の人材を育成します。

市の取組

ボランティア活動や地域活動のコーディネーターの育成	地域福祉推進のための活動者へ情報提供や活動支援を行います。
	社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーション業務として、多様なボランティアの需給を調整し、希望者の登録と活動の斡旋を行い、ボランティアの需要と供給の循環システムづくりを目指します。
	市民活動基礎講座、市民活動スキルアップ講座など各種リーダー養成講座を開催し、引き続き地域活動を牽引する人材の育成を図ります。

社会福祉協議会の取組

○ボランティア・市民活動の活性化

- ・既存の活動を充実させるために、特定の分野で活躍しているボランティア団体（テーマ型）と特定の地域で活動している団体（地縁型）の接点をつくります。
- ・ボランティア・市民活動の活動者が交流・情報交換する機会を設け、各活動の充実を図ります。

○社会福祉法人や企業等の社会貢献活動の推進

- ・企業の社会貢献のサポートをします。

【例】社内研修やボランティア活動とのマッチング等

基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう

【SDGsのゴール】



(1) 相談支援体制の充実

(現状と課題)

子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、誰にも相談できず、また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的等複合化する課題などを解決できない人がいるという状況がみられます。

(施策の方向)

住民の困りごとが深刻化しないためにも、なるべく早い段階で相談でき解決できる仕組みづくりが必要です。アンケート結果から、市が優先して取り組むべき施策として「総合的な相談窓口の充実」が最も高くなっています。現在設置している各相談窓口の認知度向上が必要であり、かつ、住民の「どこに相談してよいかわからない」「たらいまわしにされる」という状況を解消する必要があります。住民の困りごとに円滑に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

市の取組

- 「ふくし総合相談窓口」で総合的な相談対応を行い、庁内関係各課及び関係機関等との連携を図る中で必要な支援につなげていきます。
- 地域の身近な相談先である民生委員・児童委員が適切な相談窓口や相談機関を紹介できるよう、情報提供や意見交換の場をつくり、活動を支援します。
- 民生委員・児童委員に対し、情報提供や助言を行うとともに、様々な研修を受けることにより、民生委員・児童委員としての資質向上を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人やその家族の地域での生活を支援する相談支援事業を推進します。
- 心の健康に悩みがある人またはその家族に対して相談を行ない、専門的な助言、指導を与え、必要に応じて適切な支援につなぎ、心の健康づくりを推進します。
- 研修等を通して、相談にあたる職員の相談・支援技術の向上を図ります。

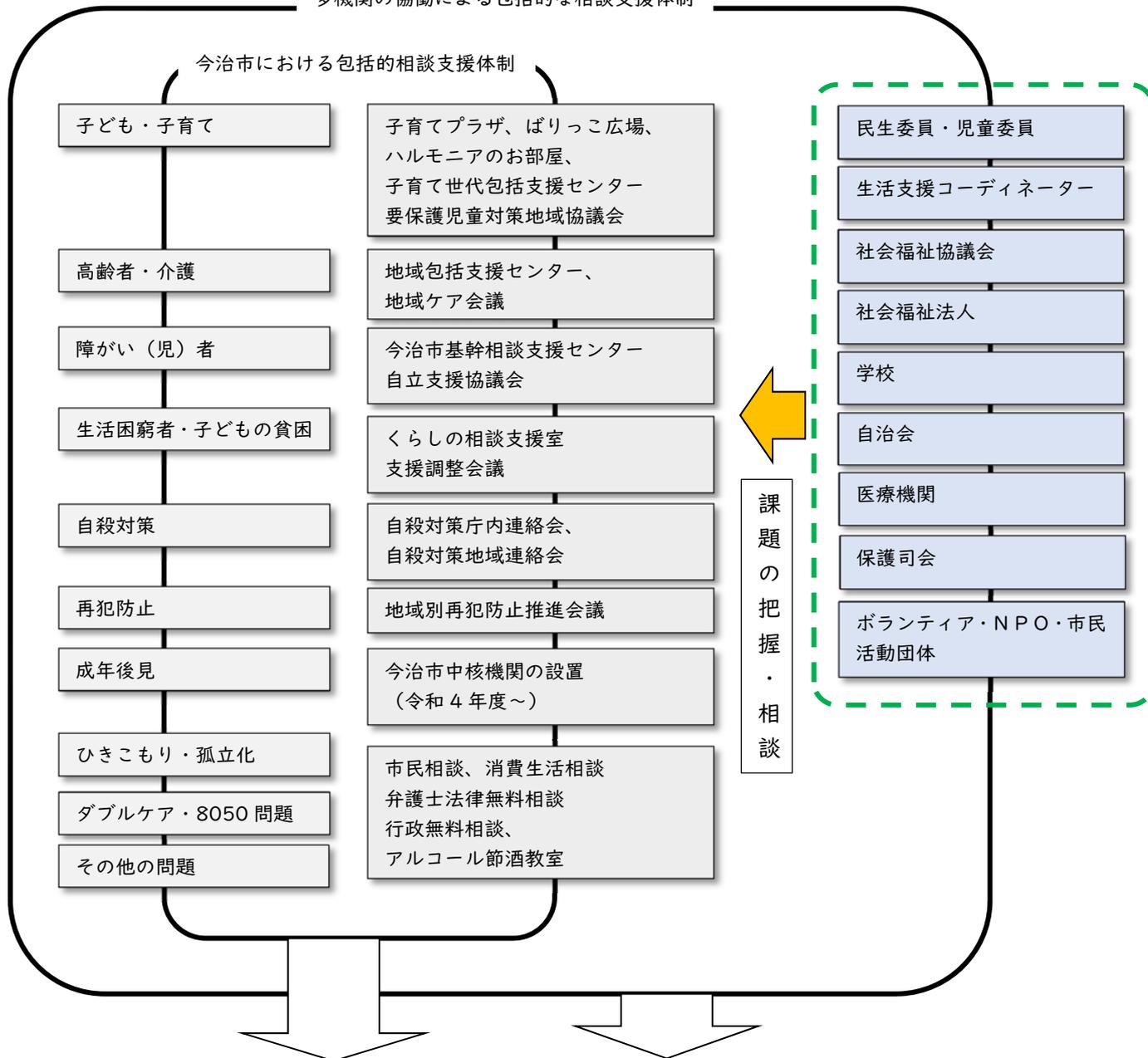
社会福祉協議会の取組

○相談しやすい環境づくり

・生活のあらゆる相談を受け、相談内容に応じて、関係部署や関係機関等につなげます。

今治市の包括的相談支援体制

多機関の協働による包括的な相談支援体制



多様な相談支援体制の構築・見守り体制の強化による地域共生社会の実現

(2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

(現状と課題)

子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、困ったときにどこへ相談したら良いかわらず、解決が困難に陥っていることがあります。また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携体制が構築されておらず、適切な支援ができていないケースもあります。

住民が安心して暮らしていくために、福祉サービスを必要とする方に必要な情報を届ける必要があります。

(施策の方向)

地域福祉に関わる様々な分野において法律や制度改正が頻出しており、その内容も複雑化しています。住民の誰もが適切に、地域や福祉に関する情報を得られ、必要なサービスを受けられるよう総合相談支援体制をはじめ、サービスの利用向上のための仕組みづくりを行うとともに、今後も、福祉サービスの情報を、市ホームページや住民の目にとまり、手にとってもらいやすいパンフレットの作成により情報発信に努めていきます。

また、民生委員・児童委員の活動への支援によって、地域の中で支援を必要としている人の早期発見・早期対応を図ります。

市の主な取組

情報発信・情報提供の充実	心身の健康づくりに関することや各種制度、相談先などについて情報発信を行います。 年に1度子育て応援ガイドブックを発行し、子育て世帯へ配布します。また、地域子育て支援拠点事業所等において、子育て支援コーディネーターが相談に対応しながら、適切な情報を提供します。 市のホームページ等に情報掲載、各種事業のパンフレットの配布などを行います。
福祉サービスの適切な提供	子育て支援の福祉サービスの提供者へ講習会を開催し、育成に努めます。
民生委員・児童委員の活動への支援	民生委員・児童委員に対する各福祉施策の情報提供や市民児協主催の研修実施、県や県民児協主催の研修へ参加することにより、民生委員・児童委員の資質向上を図ります。また、民生委員・児童委員からの活動に対する問い合わせや質問に対し、調査・資料収集等により適切に助言を行います。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○相談しやすい環境づくり

- ・他機関と連携しつつ、必要に応じて相談の場づくりや活動の支援に取り組みます。

○情報発信の工夫と広報の充実

- ・情報のバリアフリー化に取り組みます。

【例】関係団体やボランティアグループと協力し、コミュニケーションや情報収集配慮の必要な方への適切な情報提供を行います。

（3）連携の仕組みづくり

（現状と課題）

高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増加する中、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う「互助」の体制を整えていくことが重要です。また、生活困窮、自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害など、近年の社会環境の変化に伴い顕在化してきた多様な生活課題への対応のほか、重度な要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の概念を、高齢者だけでなく、障がい者や子ども等の支援にも広げていくことも求められます。

（施策の方向）

各種団体がそれぞれの目的を持ちながら地域で活動する中で、「地域福祉の推進」という同一の目的を達成するためには、個々で活動している組織・団体が連携・協働することが効果的です。

各種団体の活動活性化を支援するとともに、組織・団体間の連携や連絡体制を構築し、地域の課題や情報を共有化することで、地域活動の基盤強化を図ります。

今後は、必要な支援を包括的に提供するという、「地域包括ケアシステム^{※1}」の考え方を高齢者分野だけでなく、児童や障がい者、生活困窮者など、他の福祉分野にも応用し、地域の資源を最大限に活かしていくように努めていきます。

※1 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

市の主な取組

地域包括ケアシステムの構築	できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健医療や介護等のサービスを活用し、日常生活における多様なニーズに応えられる体制を整えます。
地域ケア会議の開催	住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続するため、各地域包括支援センターにおいて地域住民や専門職で構成される個別・圏域・地域ケア会議を実施し、地域の多様な社会資源を活用した地域の総合的・重層的なサービスのネットワークの構築を図ります。
地域における公益的な取組の推進	地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、福祉に関する法人が自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行えるように推進していきます。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○相談しやすい環境づくり

- ・社協内部及び地域の人や団体、関係機関と協働し、情報共有の体制づくりを進めます。

○社会福祉法人や企業等の社会貢献活動の推進

- ・社会福祉法人の「公益的な取り組み」について市内の社会福祉法人や福祉施設等と研修会等を通して方針を共有します。
- ・インフォーマルサービス（制度に基づかない支援）の活用必要性について関係機関・団体と学ぶ機会を設けます。

○深刻な地域課題に対する手立て

- ・住民の暮らしに直結する深刻な地域課題に対する社会資源の開発をします。
- ・深刻な地域課題に対する仕組みの検討を行い、市への政策提言を行います。

(4) 支援が必要な人への対策

(現状と課題)

全国的に子どもや高齢者、障がい者への虐待や、孤立などの問題は社会問題となっており、地域とのつながりがないまま、適切なサービスにつなげることができない事例が多くなっています。貧困層の存在や非正規雇用の増加など、生活困窮にいたるリスクの高い層が増加しています。しかし、生活保護や他の制度の受給対象とならないケースもあり、制度の狭間にある人達への対策が必要となっています。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、加えて薬物依存症に対しても対策が求められており、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするための支援体制を構築することが求められています。

(施策の方向)

生活困窮者に関しては、それぞれ異なる複合的な課題を抱えているケースが多く、個別の状況を把握し、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、自立に向けた包括的な支援を行います。

また、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会に復帰するよう支援していきます。

市の主な取組

生活困窮者の把握	民生委員・児童委員協議会（役員会・地区）等関係機関への事業周知徹底を図ります。 庁内各課、社会福祉協議会、ハローワーク、包括支援センター等関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努めます。
生活困窮者への就労支援	自立相談支援事業における就労支援を引き続きハローワーク等との連携により、進めていきます。
ひとり暮らし高齢者への支援	栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認、入退院に際し家族等の支援が受けられない者に入院ヘルパーを派遣、福祉電話の貸与、急病や突発的な事故等緊急時に隣人等へ通報可能な緊急通報装置を貸与するなど、ひとり暮らし高齢者を支援します。
再犯防止施策の推進 (今治市再犯防止推進計画)	○更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化 犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰のため、帰住先や修学・就労の調整、立ち直りに必要な指導・相談等の更生保護に携わる今治地区保護司会や今治地区更生保護女性会などの活動を支援するとともに、次世代に活動がつけられるよう、保護司適任者確保等の人材の発掘・育成を支援します。 また、刑事・司法関係機関（松山保護観察所、松山法務少年

	<p>支援センター、コレワーク四国等）や医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉等の支援へ結びつけることで、安定した生活の実現に向け支援します。</p> <p>○社会を明るくする運動等の推進 更生保護に携わる団体、自治会、民生児童委員協議会、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会と共に、強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。</p> <p>また、再犯防止啓発月間（7月）等における再犯防止についての広報・啓発を通じて、地域への理解促進に努めます。</p> <p>○薬物乱用防止対策の推進 薬物乱用防止指導員今治保健所地区協議会への参加等を通して、薬物乱用や薬物依存症の対策に当たる関係機関との連携を図ります。</p> <p>また、国・県が行う啓発キャンペーンに合わせ、広報紙への掲載や、FMラジオ放送、公共施設でのポスター掲示などの啓発活動を行っています。</p>
--	---

なお、本項の「再犯防止施策の推進」を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「今治市再犯防止推進計画」として位置付けます。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○ニーズ発見の仕組みづくり

- ・アウトリーチ（地域に向向いていくこと）の姿勢で生活課題を発見し、個別・地域支援に取り組みます。
- ・各団体や人等と連携し、情報共有や支援を基に個人や地域のニーズ把握に取り組みます。

○孤立や複合的な課題を抱える人・家族への寄り添いサポート

- ・総合的な相談窓口体制を確立し、自立に向けた包括的な支援を行います。
- ・各関係機関と協力し、生活が困窮している方へ必要な物資を届ける仕組みづくりに努めます。
- ・生活困窮者支援プロジェクトで事例を持ちより、地域とのつながりづくりを行います。

(5) 権利擁護活動の推進

(現状と課題)

高齢や障がい等により、判断能力が低下し、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある人たちを社会全体で支え合うことが地域共生社会の実現に資するものです。しかし、地域で受容できる体制が充分ではありません。

成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、十分に利用されていない状況でもあります。

また、これらの人たちは、虐待や悪質な商法等による消費者被害、セルフネグレクト^{※1}等の権利侵害を受けやすく、積極的な権利擁護活動を推進していく必要があります。

(施策の方向)

地域共生社会実現のために、判断能力が低下した方が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度利用促進をはじめとする各種権利擁護支援を行います。

また、虐待等の重大な権利侵害に対しては、行政責任において適切な支援を行うとともに、防止のための周知活動に努めます。

市の主な取組

権利擁護活動の推進	判断能力が低下しても安心して暮らせるまちづくりを目指し、成年後見制度利用促進法に基づく「基本指針」を策定し、成年後見制度にかかる地域連携ネットワークを整備するための中核機関を設置します。
虐待の防止	年1回、子どもの虐待防止講演会を開催し、児童虐待防止に向けて、適切な保護及び支援に努めます。
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等、地域包括支援センターを中心とした周知活動の充実に努めます。
	障がいのある人・子どもへの虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、地域における関係機関等との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。

※1 セルフネグレクト：成人が通常の生活を維持するために必要な行為（飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理等）を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なうことです。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○総合的な権利擁護の推進

- ・今治市の設置する中核機関と連携して、権利擁護センターの機能を充実させます。
- ・福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及啓発を行い、相談を受けます。
- ・判断能力の不十分な方の意思能力や生活状況に応じて、成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業を活用し、適切な支援をしていきます。
- ・生きがいの場の創出や支援を行います。
- ・認知症になっても、障がいがあっても、一人ひとりの意思が尊重され、生きがいのある生活が送れるよう支援していきます。

（6）住みやすい環境の整備

（現状と課題）

高齢者や障がい者、小さな子どもがいる世帯を始め、すべての人が社会に参加できるように、公共施設などにおけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備などが必要となっています。

（施策の方向）

誰もが心地よい環境で快適な生活が送れるよう、身近な地域やまちを美しく保つ取組を推進します。

誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化の推進に努めます。

市の主な取組

住宅を必要とする者への支援	安全で地域の交流が図れる良好な居住環境の確保を目的とした愛媛県の実施する住宅セーフティネット制度の利用促進を目指します。
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの考えに基づき、住民のニーズを踏まえた道路や施設のバリアフリー化及び利用者への意識啓発を図ります。すべての利用者に配慮し、公共的施設等におけるバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの導入促進を図ります。

第5章 計画の推進

I 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域・住民・ボランティア・NPO・福祉活動団体・医療・福祉関係者などすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く住民に周知していきます。

(2) 社会福祉協議会、住民、ボランティア、NPO等との協働

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会との連携をより密にするとともに、社会福祉協議会の取組を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進します。

また、地域・住民・ボランティア・NPO等との協働により、地域福祉の増進を図ります。地域福祉施策の推進のため、職員・保健師・社会福祉士などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、ボランティアやNPOなど福祉にかかわる人材の育成・確保に努めます。

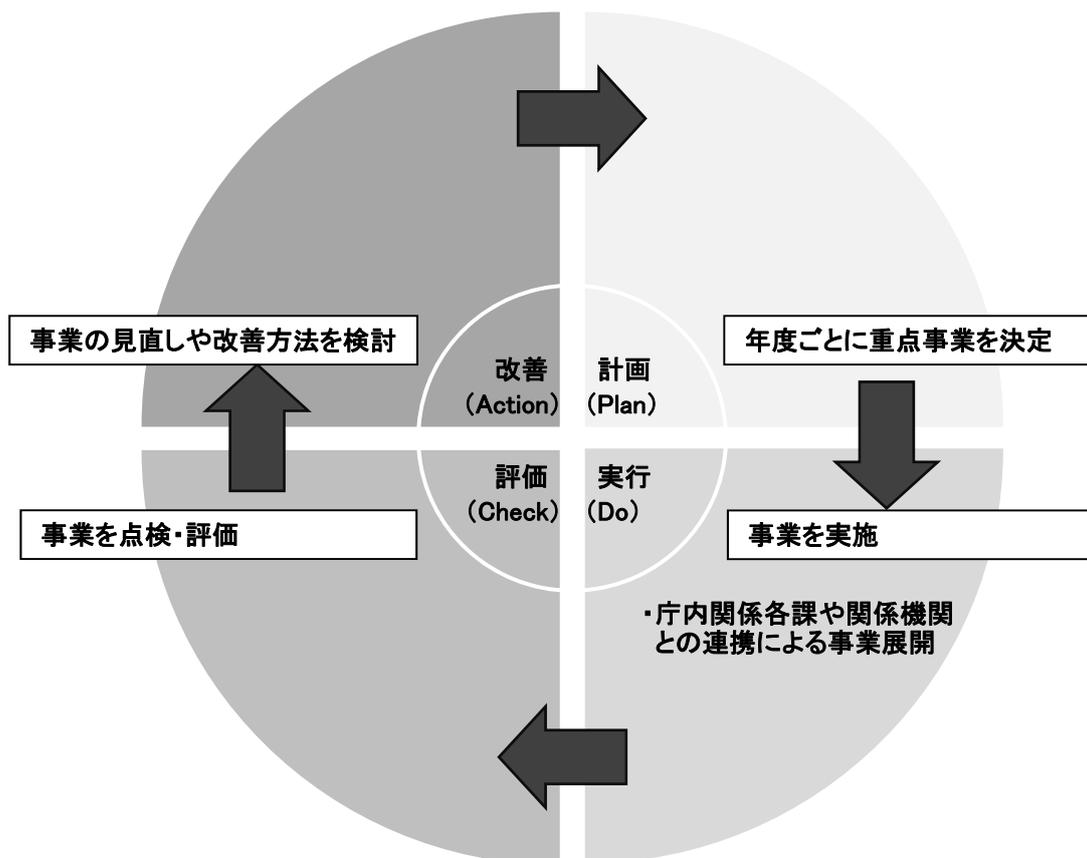
(3) 庁内体制の整備

地域福祉施策の推進のためには、福祉のみならず、保健・医療・教育・労働など、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

2 計画の進捗管理

計画の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点にもとづく進捗管理を行います。

庁内関係各課の取組について、庁内関係各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を把握します。



資料編

I 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和元年 11月28日	第1回地域福祉計画審議会 (計画概要、アンケート調査票案、策定スケジュール)
令和2年 1月10日～ 1月24日	市民アンケート調査・福祉関係団体アンケート調査の実施
7月31日	第1回作業部会 (計画概要、第2期計画の振り返り、今治市の課題、今後の予定)
9月28日	第2回作業部会 (計画骨子案の検討) 第1回策定委員会 (計画骨子案の確認)
11月18日	第2回地域福祉計画審議会 (第2期計画の振り返り、住民アンケート結果説明、地域座談会 についての説明、計画骨子案について意見交換)
1月7日	第3回作業部会 (計画素案の検討) 第2回策定委員会 (計画素案の確認)
1月15日	第3回地域福祉計画審議会 (書面開催) (計画素案の検討)
令和3年 2月12日～ 2月26日	パブリックコメントの実施
3月19日	第4回地域福祉計画審議会 (パブリックコメントの結果・計画答申案について)
3月19日	市長への答申

2 今治市地域福祉計画審議会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	恒吉 和徳	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部	会長
	上村 友希	今治明德短期大学 ライフデザイン学科	
医療、保健、 福祉関係者	志尾 順子	今治市民生児童委員協議会	
	吉良 敏彦	今治市医師会	
	渡邊 進	今治市障害者団体連合会	
	白谷 千賀子	今治市老人福祉施設連絡協議会	
	長岡 陽二	今治市地域包括支援センター日吉・近見センター	
	龍田 三津子	今治市・上島町保育協議会	
公共的団体の 代表者	長野 和幸	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会	副会長
	藤野 誠	今治市連合自治会 社会福祉部会	
	御手洗 稔	今治市老人クラブ連合会	
	村上 恵子	今治市連合婦人会	
	原田 周範	今治市小中学校長会	
	近藤 健太郎	今治市市民活動推進委員会	
関係行政 機関の役職	廣瀬 浩美	愛媛県東予地方局 今治保健所	
	伊藤 桂	今治市公共職業安定所	

**第3期今治市地域福祉計画
(令和3年度～令和7年度)**

発行年月：令和3年3月

発行編集：今治市健康福祉部福祉政策課
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

電 話 0898-36-1525

F A X 0898-25-3757